

我孫子市緑の基本計画

2023-2042

令和5年4月

我孫子市



はじめに

我孫子市は、手賀沼、利根川、古利根沼の水辺と周辺の緑に囲まれた自然豊かなまちです。また、手賀沼は都心から最も近い天然湖沼で、かつてはその美しさに魅せられた多くの文人が別荘を構えるなど、文化の薫り高い歴史があります。

本市は都心から概ね40km圏内という立地から、昭和40年ごろからベッドタウンとして、急激な都市化が進み、農地や樹林が宅地に変わるなど、多くの緑が失われました。

このような背景から平成11年に最初の「緑の基本計画」が策定され、緑の保全と創出をテーマに、公園の整備など緑の保全を図ってきましたが、この計画も令和4年度をもって満期を迎えることとなりました。この間、人口の減少や少子高齢化の加速、あるいは人生100年時代といわれるほどの長寿命化など、社会情勢は大きく変化してきました。

この新たな緑の基本計画では、これまでの緑の保全と創出に、緑の活用というテーマを新たに加えています。例えば、防災・減災などに大きな役割をもつグリーンインフラの推進。地権者だけでは管理できなかった樹林地と里山活動団体とを結びつけるマッチング(仲介)制度などの仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、従来から取り組んでいる駅前広場や公園の花壇の緑化、手づくり公園、みどりのボランティア活動の拡充を図ります。

豊かな緑は、私たちの健康や文化的な生活に欠くことのできないものです。私たちは、この豊かな緑という財産を子や孫たちに永続的に引き継いでいかなければなりません。本計画は我孫子市の緑の将来像を掲げ、それに向けた施策を示したものです。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆様方、我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会委員の皆様方に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

我孫子市長 星野 順一郎



目 次

序 章 我孫子の緑	1
地勢	1
土地利用	2
西部地域の緑	3
東部地域の緑	5
第1章 計画の基本事項	7
1.緑の基本計画とは	7
2.計画改定の背景	9
3.計画改定の考え方	11
第2章 これまでの取り組みと課題	13
1.これまでの取り組みの状況	13
2.計画の課題	18

第3章	計画の目標と基本方針	19
	1.計画の目標	19
	2.計画の基本方針	25
第4章	緑の推進施策	27
	1.基本方針に基づく緑の推進施策	27
	基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する	29
	基本方針2 核となる緑を整備・活用する	43
	基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する	52
	基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める	57
	2.地域別の施策の推進	67
第5章	計画の推進に向けて	71
	1.計画の推進体制	71
	2.計画の実効性を確保するための方策	73
	3.計画の進行管理と見直し	74
資料編	75
	1.策定の体制・経過	75
	2.用語解説	77

序章

我孫子の緑

地勢

我孫子市は、千葉県の北西部に位置し、東京都心から概ね40km圏内に位置しています。東に印西市、南と西は手賀沼を隔て柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市・北相馬郡利根町と隣接し、手賀沼と利根川にはさまれた東西に細長い土地です。南北延長は最長部で約4km、東西延長約14km、面積は約43.15km²となっています。

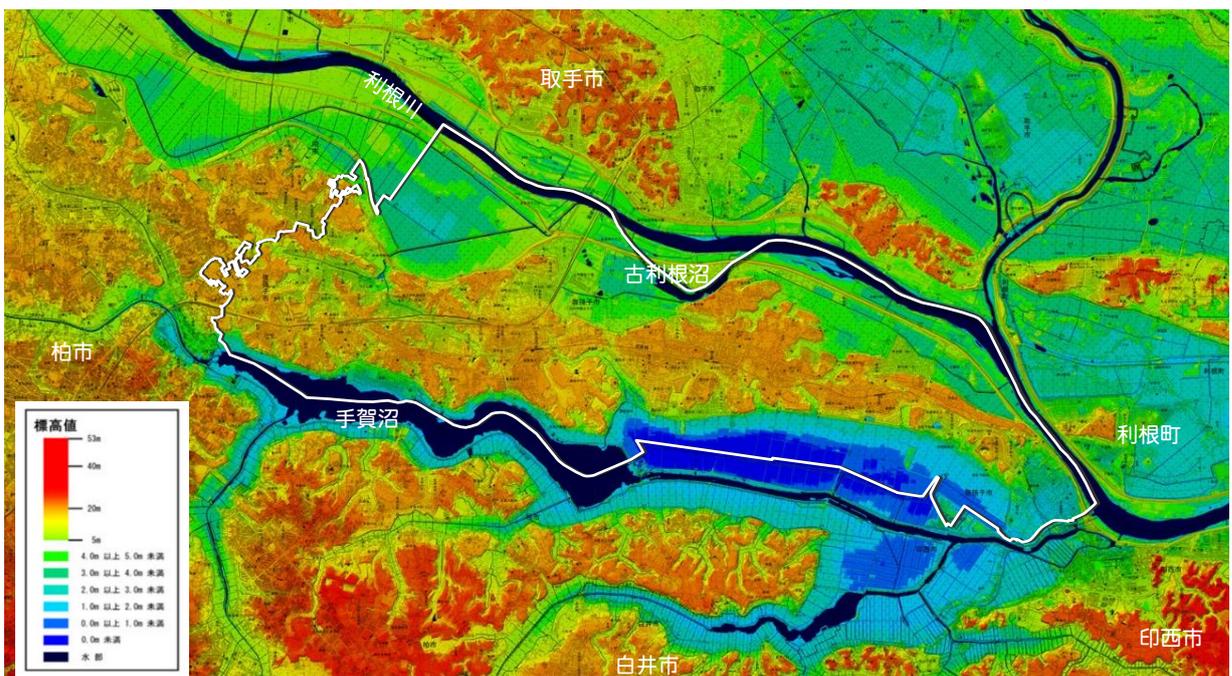
本市は下総台地の一角に位置し、西から東へ流れる利根川と手賀沼の2つの水系に沿って、標高約20mの馬の背状の台地と、その周辺に広がる低地で成り立っており、台地と低地の間には崖状斜面が形成されています。

台地上は主に市街地が形成されており、市街地の周囲には斜面林が連なり、低地には水辺や水田が広がるなど、緑豊かで生きものも多く生息する、首都圏でも貴重な自然環境が残されています。

■我孫子市の位置



■我孫子の地形

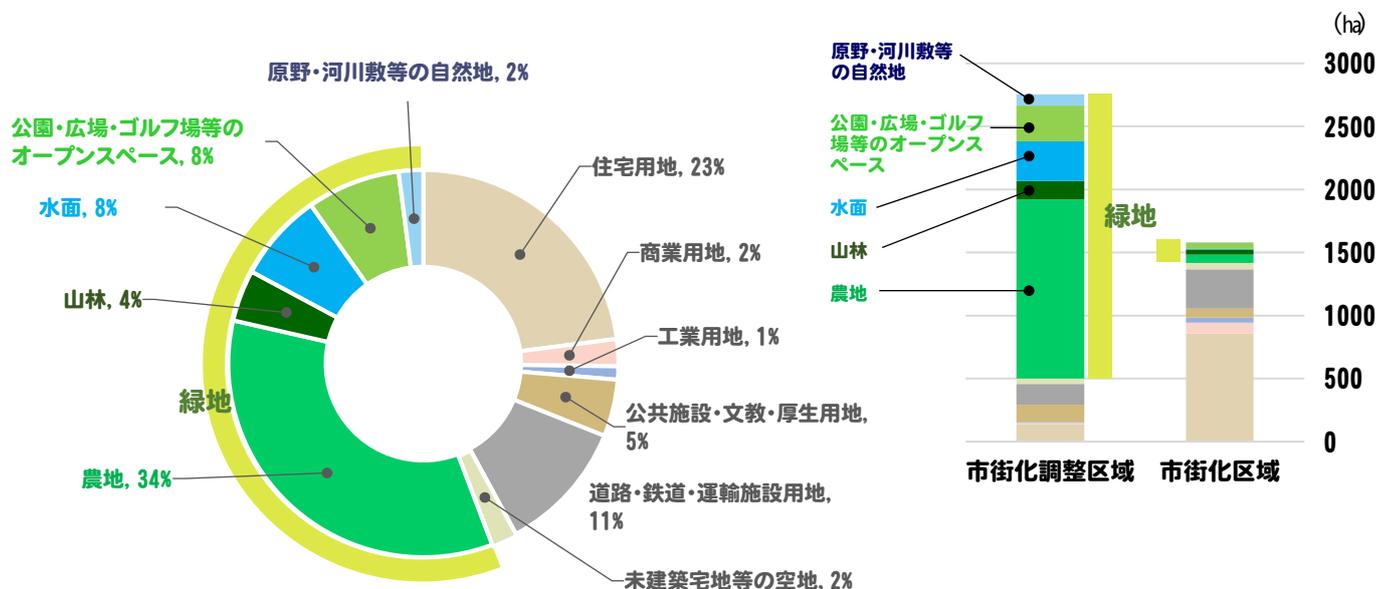


出典：デジタル標高地形図(取手市) (部分) 国土地理院 H24.6 (市域、都市名を加筆)

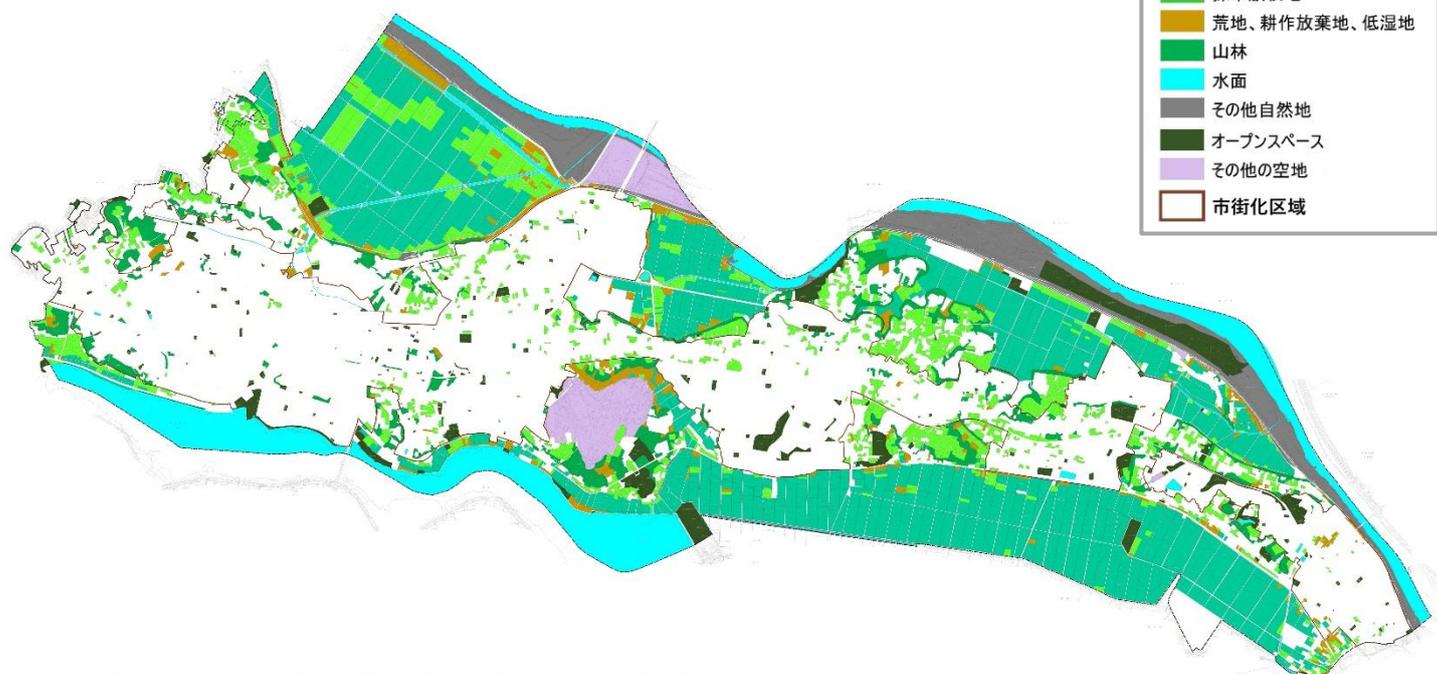
土地利用

市域に占める緑地の割合は約56%で、そのうち最も面積が大きいのは農地(田・畑)の約34%です。市街化区域に占める緑地の割合は、約10%にとどまっています。

■土地利用上の緑地の割合



■土地利用上の緑地の分布

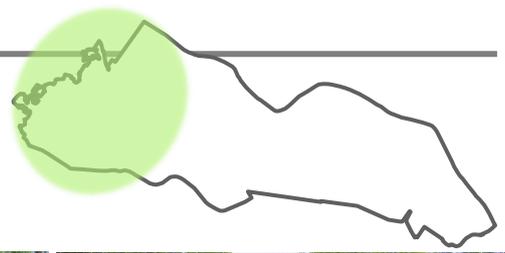


出典: H28年度 都市計画基礎調査 (土地利用現況図を加工)

※オープンスペースには公園・広場等を含む

※その他の空地にはゴルフ場等を含む

西部地域の緑(主に我孫子地区)



市民開放型保存緑地(根戸)



既存の樹木を活かした住宅地(我孫子)



つくし野4号公園



根戸城跡の樹林地

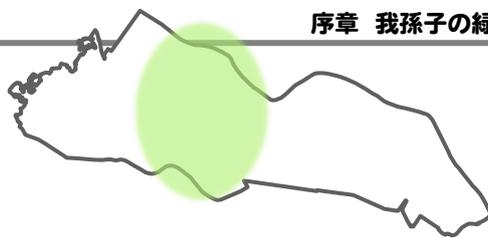


手賀沼公園



杉村楚人冠記念館がある明田緑地

(主に天王台地区)



北新田の広大な農地



天王台西公園



日の出通りのケヤキの街路樹



香取神社と一帯の斜面林(高野山)

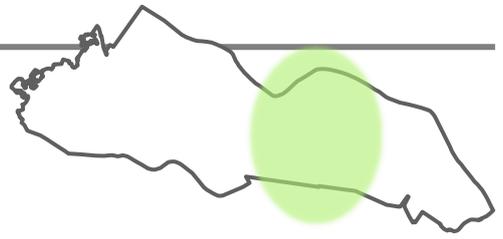


高野山桃山公園と手賀沼



岡発戸新田の農地と斜面林

東部地域の緑(主に湖北地区)



岡発戸の農地と斜面林



古利根沼



中峠亀田谷公園



岡発戸・都部の谷津



湖北台中央公園



中里市民の森

(主に新木地区・布佐地区)



利根川ゆうゆう公園



国道356号沿道の屋敷林



宮ノ森公園



やすらぎの道の街路樹(布佐平和台)



農地と斜面林(相島)



布佐市民の森

第 1 章

計画の基本事項

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画の目的

緑は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものです。緑の基本計画は、都市緑地法に基づき定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、我孫子の特徴ある緑を守り、つくり、育て、そして次世代へその価値を継承していくための、長期的視点で定める都市の緑に関する総合的な計画です。

本市では、平成11(1999)年6月に最初の緑の基本計画を策定し、平成26(2014)年3月に見直しを行いました。本計画は、前計画の計画期間が令和4(2022)年度で満了となったことから、新たな計画として全面改定を行ったものです。

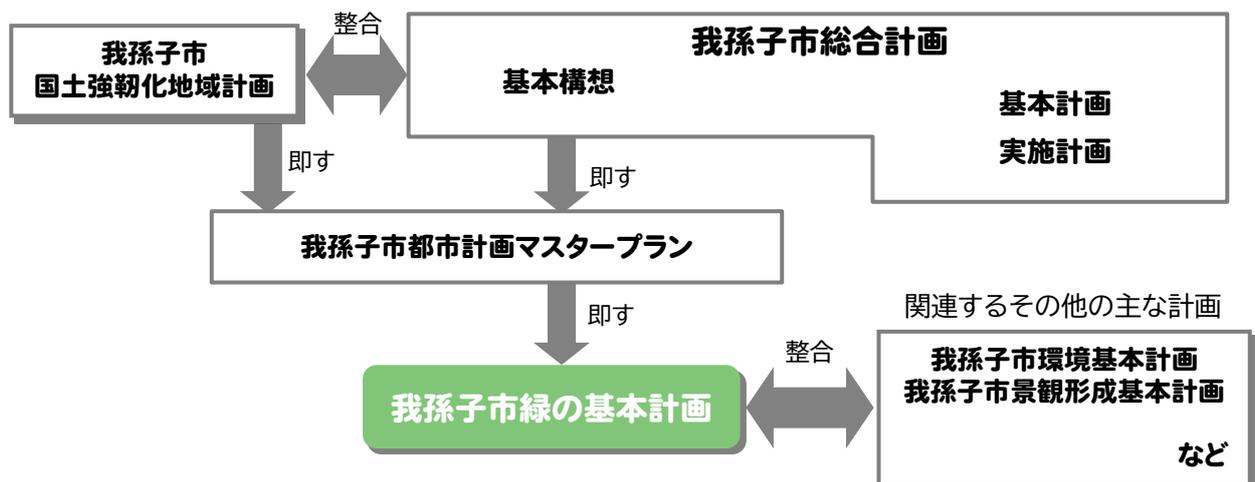
今回の計画改定では、社会情勢の変化や関連法の改正、また上位・関連計画との整合を図るとともに、これまでの施策の実績などを踏まえ、緑の持つ機能や役割がより効果的に発揮され、新たな緑のまちづくりを進めることを目的とします。緑を守り、つくり、育てることは、行政だけでは不可能です。本計画は、我孫子市はもとより、市民や活動団体、事業者などの多くの主体が連携・協働しながら取り組むための指針となります。

(2) 計画の位置づけと計画期間

① 計画の位置づけ

本計画は我孫子市総合計画と我孫子市都市計画マスタープランを上位計画と位置づけ、環境基本計画、景観形成基本計画などの関連計画と整合を図ります。

■ 計画の位置づけ



②計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和24(2042)年度とし、中間年次を令和17(2035)年度とします。

ただし、計画期間内に上位計画の見直しや社会情勢の変化、また広域的なプロジェクトの進展など、計画への対応が必要となった場合は見直しを行うものとします。

■計画期間

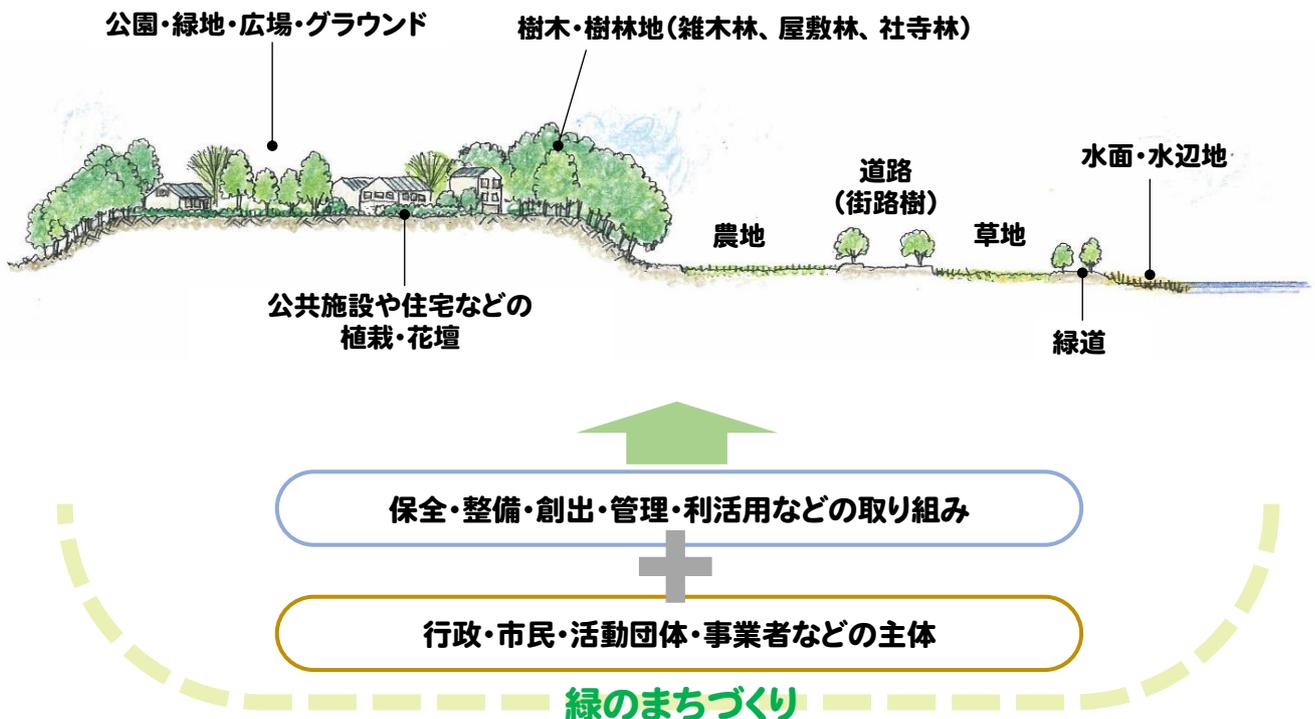


(3)計画で対象とする「緑」と「緑のまちづくり」

この計画で対象とする「緑」は、樹木や草花、街路樹などの植物や屋敷林・社寺林・樹林地・草地・農地(田・畑)・河川・池沼・水路・公園・緑地・広場・グラウンド・花壇などの植栽地などです。

また、これらの緑や緑がある土地の保全・整備・創出・管理・利活用などの取り組みを「緑のまちづくり」とし、計画の対象とします。

■計画で対象とする緑と緑のまちづくり



2.計画改定の背景

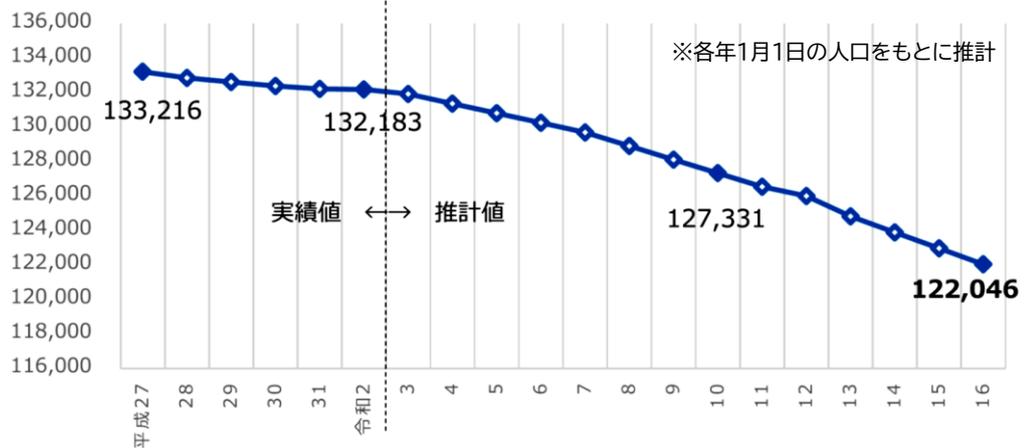
(1)緑を取り巻く社会情勢

昨今の緑を取り巻く社会情勢について整理します。

■人口の減少と高齢化が進行しています

- 我が国では平成20(2008)年をピークに人口減少社会を迎えています。
- 我孫子市においては、平成23(2011)年の13.5万人をピークに減少し、令和3(2021)年には13.2万人となっています。また、令和16(2034)年には12万人にまで減少するとされています。
- 高齢化率は、令和3(2021)年は31.1%ですが、令和16(2034)年には36.3%に達する見込みで、実に、3人に1人以上が高齢者という時代を迎えます。

■人口の推移 (令和2年までは実績値、令和3年から推計値)



出典:我孫子市第四次総合計画

■自然災害に対する意識が高まっています

- 今後高い確率で発生するといわれる南海トラフ地震や首都直下地震などの切迫性も指摘されています。また近年は、特に大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発・激甚化が顕著となっています。
- このような自然災害のリスクに対して、被害を最小限にすること(減災)やレジリエンス(回復力)を高めることに対する市民の意識も高まっています。

■ライフスタイルやワークスタイルが多様化しています

- 少子高齢化などを背景に我が国のワークスタイルにも変化がみられ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を意識した取り組みが広がっています。また、消費のトレンドが所有から利用に移行しているように、価値観の変化もみられます。
- 令和2(2020)年初頭から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大は、ライフスタイルやワークスタイルの多様化にも拍車をかけ、新しい生活様式(ニューノーマル)を取り入れたまちづくりが模索されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センター ホームページ

■持続可能な社会の形成が求められています

- 気候変動という地球レベルでの環境問題が深刻化し、異常気象とともに、水や食料の確保、生態系などに大きな影響を与えることが懸念されています。
- 2015年の国連サミットにおいて、国際社会の共通の目標として「2030アジェンダ」が採択され、その中心に「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goalsの略称)」が採択されました。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、普遍的な目標として、我が国でも積極的に取り組んでいます。本計画は、17のゴールのうち、特に、3〈保健〉、4〈教育〉、6〈水・衛生〉、8〈経済成長と雇用〉、11〈持続可能な都市〉、12〈持続可能な消費と生産〉、13〈気候変動〉、14〈海洋資源〉、15〈陸上資源〉、17〈実施手段〉に関連します。
- 生物の多様性を保全するために、2021年のG7サミットにおいて、我が国を含めて2030年までに陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護(30by30)を進めることに合意しました。
- 本市は、令和2(2020)年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

■厳しい財政状況が続くと考えられます

- 人口、特に生産年齢人口の減少により、多くの自治体と同様、我孫子市でも歳入は減少する傾向にある一方、歳出は社会保障関連経費が増加する傾向にあります。
- また、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが老朽化し、改修・更新時期が一斉に到来することから、整備や改修の経費だけでなく、維持するための経費も不足することが予想され、財政は厳しい状況が続くと考えられます。

■技術革新が急速に進展しています。

- ICTやIoTなどの情報・通信技術の急速な発達により、現実(リアル)と仮想(バーチャル)が高度に融合した社会(Society5.0)の実現が期待されています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しても、これらの技術的な支えがなければ対応できなかったことも多くあります。今後、災害リスクの回避やライフスタイル・ワークスタイルの多様化への対応などの課題にも、この新たな技術に大きな期待が寄せられています。

3.計画改定の考え方

(1)緑の多様な機能

昨今では緑に求められる役割は見直され、単に緑を増やすし維持するだけでは、今後のまちづくりに十分に対応することができません。

このようなことから、緑を市民の暮らしとの関係の中でとらえ、社会的な解決のために、いかに緑の機能をより効果的に発揮させるか、という視点が重要となっています。

都市における環境の保全・改善

- 樹木や草花の被覆面は、太陽光などからの熱を抑え、また緑陰の形成や蒸散作用によって気温の上昇を抑制することから、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。
- 連続した緑の空間は「風の道」を形成し、清涼な空気の流れは、市街地の高温で汚染された空気を浄化する効果があります。
- 緑は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。
- 騒音・振動の緩和、防塵など都市環境の保全・改善に役立っています。

良好な景観の形成

- 手賀沼や斜面林が我孫子らしい景観をつくっているように、緑は地域の景観を特徴づける要素です。そのような景観から、私たちは精神的なやすらぎやなつかしさ、そして誇りや愛着、ふるさと意識を感じられます。
- 緑は、人工物が多い空間にうるおいを与え、季節感のある美しい景観を形成します。

歴史や文化の継承

- 手賀沼とそれを取り巻く豊かな自然環境に魅せられた多くの文豪や文化人が、手賀沼のほとりに居を構え、現在その旧居などは大切な文化遺産として残されています。
- 地域の祭りや伝統行事は、自然と人とのかかわりの中で育まれてきました。

防災・減災

- 緑は、火災時の延焼防止に大きな役割を果たすほか、雨水を貯留・浸透させる(かん養)機能があり、浸水や水害の被害の緩和に役立ちます。
- 公園などのオープンスペースは、避難場所や救援活動の拠点として活用されます。
- 緑は防風、表土の浸食や土砂の流出の防止などの機能があります。

健康増進

- 緑は、精神的なやすらぎを与え、ストレスや疲れをいやし、緊張を緩和することで病気の予防や未病対策につながります。また、運動などの健康づくりに役立ち、健康寿命を延ばす働きがあります。

生きものの生息地・生育地の確保・保全

- 生物多様性がもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、酸素や水の供給などのさまざまな条件を整え、食料など、暮らしに必要なものの原料を生み出しています。
- 緑は、水源をかん養し、多様な生きものの生息・生育の空間を提供しており、生態系の維持など生物多様性を保持するうえで、重要な役割を果たしています。

(2) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、緑の機能を積極的に活用して、社会的な課題の解決や持続可能な地域づくりを進める取り組みです。このグリーンインフラの推進によって、防災や減災、健康づくりや子育て支援など、さまざまな面で生活の質(Quality of Life)の向上を図ります。

レクリエーション・遊びの場の提供

- 公園などの緑は、休息、憩い、散策、スポーツなどの野外レクリエーションの場を提供します。
- 緑の空間は、子どもたちの生きる力を育む外遊びの場となります。

教育・子育ての場の提供

- 緑とのかかわりは、子どもたちの感性を養い、さまざまな知識を与えてくれます。
- 樹林地や水辺などは、自然体験や環境学習の場となります。
- 公園や緑地は、親子が安心して過ごす環境を提供します。

コミュニティの形成やにぎわいの創出

- 花壇づくりや樹林地の保全活動、菜園での農作業など、緑を介したさまざまな活動は、人と人の関係を築き、コミュニティの場となっています。
- 公園や広場は、イベントを行うなど多くの人が集まる楽しい空間となり、交流の場となります。
- 地域の特徴をアピールすることで人の流れが生まれ、にぎわいを創出します。

グリーンインフラの推進による 我孫子らしい豊かな緑の暮らしの創造

社会的な課題の解決や
持続可能な地域づくりに役立てながら、
地域の暮らしをより豊かにしていく。

【Quality of Life】…

「生活の質」や「人生の質」を指す。頭文字をとって QOL と呼ばれる。

第 2 章

これまでの取り組みと課題

1.これまでの取り組みの状況

(1)公園・緑地の整備

①都市公園の整備・管理

都市公園は222箇所、150.69haが整備されています。都市公園の面積水準は、11.5㎡/人で、全国平均(10.7㎡/人 令和2年度)を上回り、千葉県平均(7.05㎡/人 令和元年度)を大きく上回っています。

都市公園の整備量は、平成10(1998)年度時点で171箇所、82.11haであったことから、23年間で、都市公園が51箇所、面積として約68ha増加しました。増加した面積の大半は利根川ゆうゆう公園の整備によるもので、平成21(2009)年度以降は微増にとどまっています。

また、住宅地開発に伴って整備された0.1ha未満の小規模な都市公園が多くあるほか、整備から30年が経過した公園が約7割を占めており、老朽化した施設の修繕や更新が必要となっています。

このほかに、平成27(2015)年度から2年間、手賀沼遊歩道や公園などに桜の植樹費用の寄付を募集する「さくらプロジェクト」を実施し、約230本を植栽しました。

さらに新たな試みとして、都市公園法の改正に伴い創設された公募設置許可制度(Park-PFI)を活用したオープンカフェが令和4(2022)年に手賀沼公園に整備されました。また、令和2(2020)年度に新型コロナウイルスの感染拡大によって営業の影響を受けている飲食店に販売機会を提供するため、社会実験としてキッチンカーの出店を実施しました。このような取り組みは、公園の利用促進や新たな公園の魅力づくりに相乗効果をもたらしています。

■都市公園の整備状況

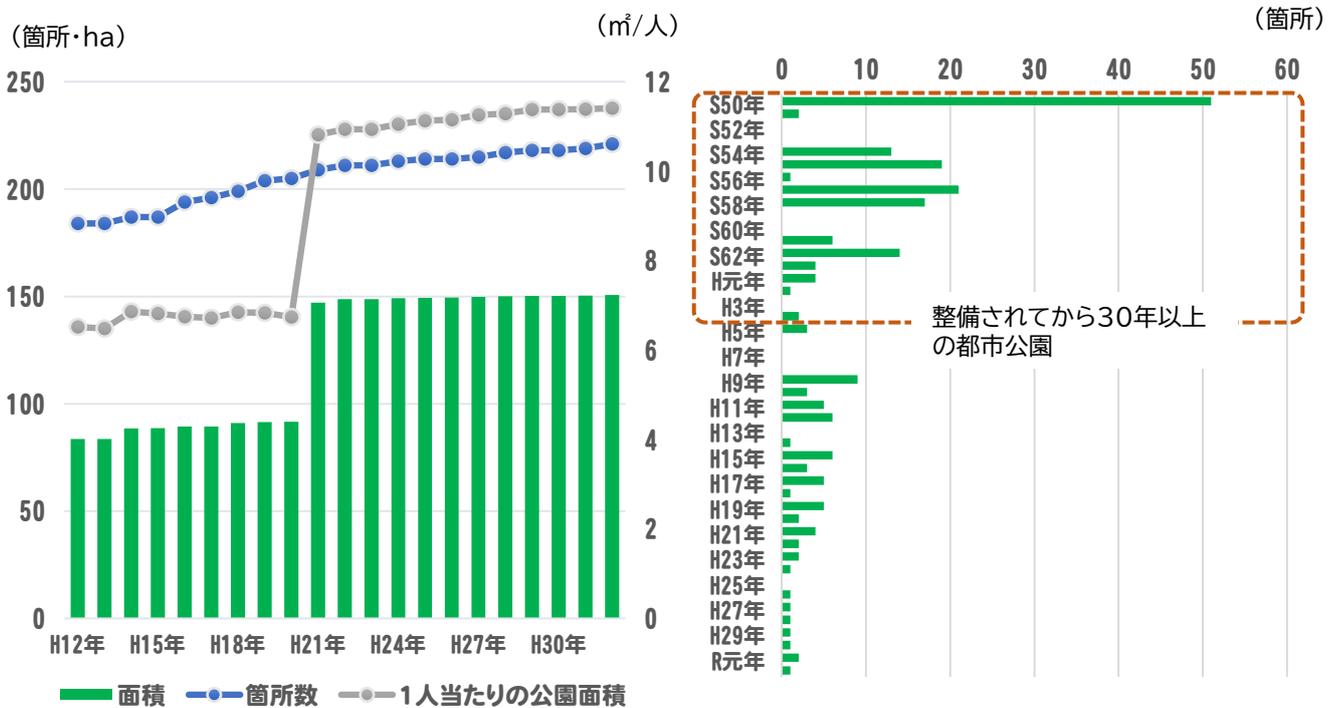
種別	箇所数	面積(ha)	主な公園名	
住区基幹公園	街区公園	177	18.91	つくし野4号公園、我孫子古墳公園、天王台南公園、柴崎台東公園、西屋敷公園、湖北台7号公園、新木薬師台公園、平和台1号公園、余間戸公園など
	近隣公園	8	12.23	柴崎台中央公園、天王台西公園、湖北台4号公園、宮ノ森公園、中峠亀田谷公園、布佐南公園、南新木沖田公園、高野山桃山公園
	地区公園	3	14.20	手賀沼公園、湖北台中央公園、气象台記念公園
特殊公園	風致公園	2	5.90	五本松公園、古利根公園
都市緑地		31	94.00	利根川ゆうゆう公園、根戸船戸緑地など
緑道		1	5.45	手賀沼遊歩道
合計	222	150.69		

(R3年度未現在)

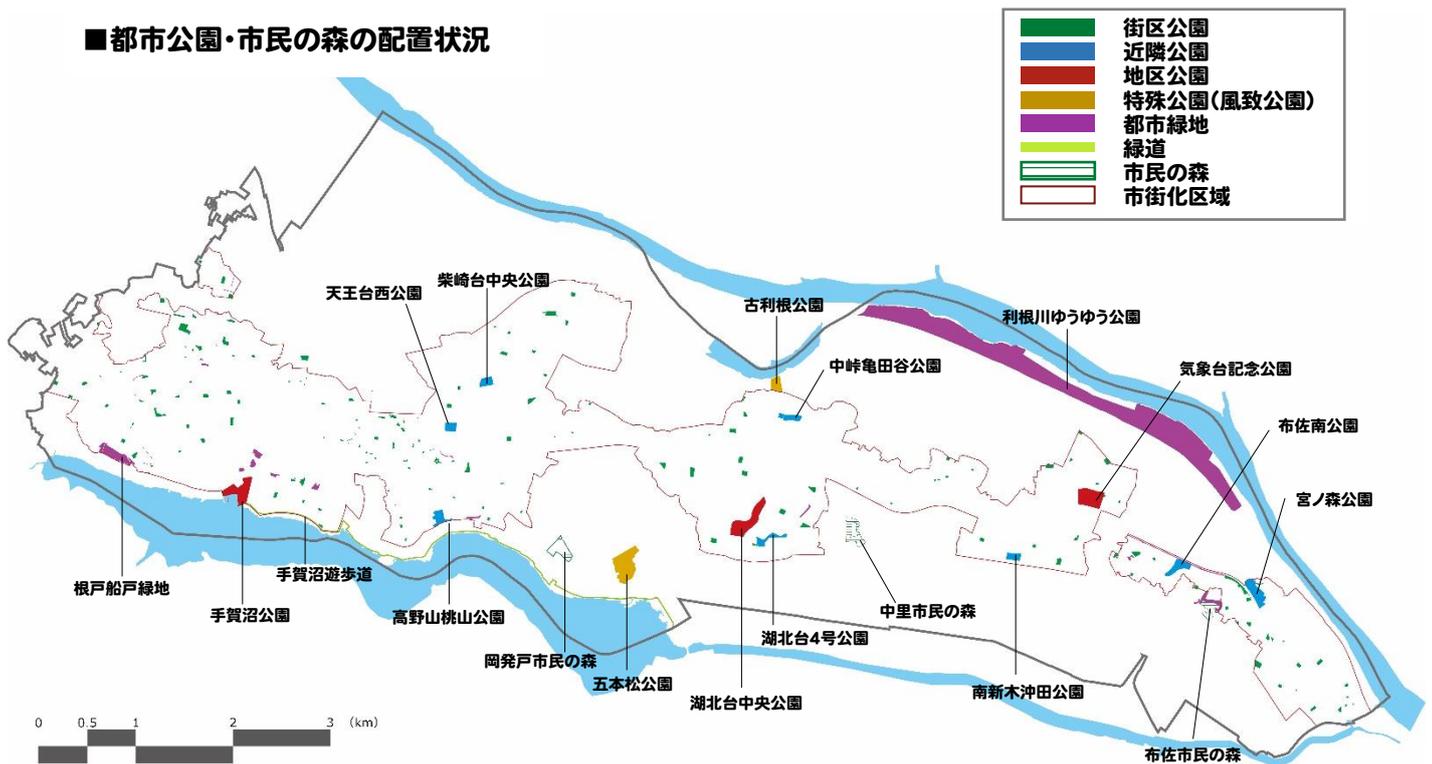
②その他の緑地の整備

都市公園以外の公園・緑地は、市民の森を3箇所設置しているほか、子どもの遊び場、運動場・運動広場などがあり、市民のレクリエーションや憩いの場として利用されています。

■都市公園の整備の推移



■都市公園・市民の森の配置状況



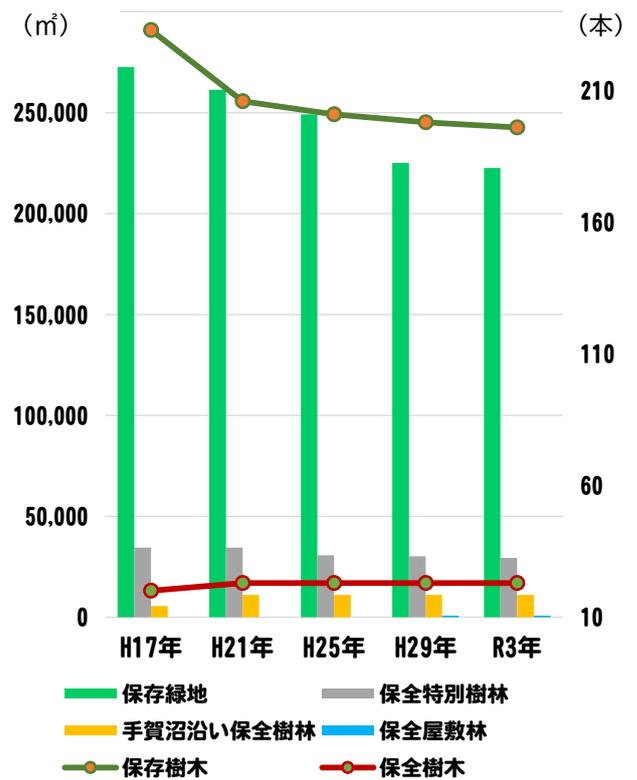
(2) 樹林地・樹木の保全

樹林地を保全するために、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」、条例に基づく「保存緑地」「保全特別樹林」「保全樹林」「保全屋敷林」を指定しています。しかし相続や開発などによる指定解除もあり、指定面積は年々減少しています。

また樹木を保全するために、「保存樹木」「手賀沼沿い保全樹木」「景観重要樹木」を指定していますが、腐朽などにより減少傾向にあります。

→P81

■条例に基づく指定緑地等の推移



(3) 農地の保全

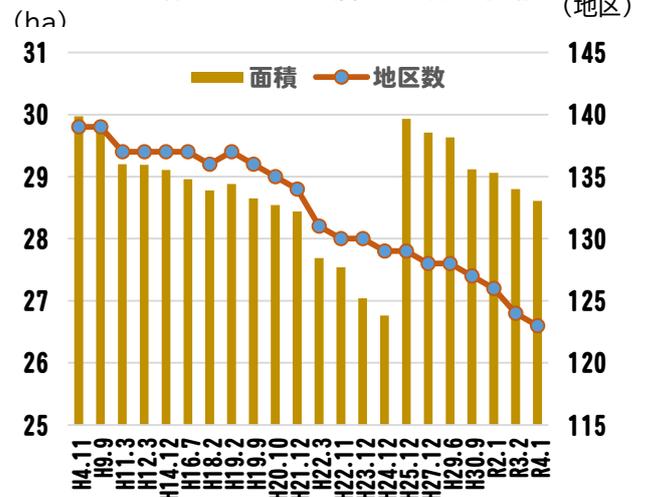
農地を保全するために、手賀沼・手賀川沿いと利根川沿いの農業振興地域内に農用地区域が広く定められています。

市街化区域内の農地を保全するために、生産緑地地区が123地区、28.61ha(令和4年1月)を指定しています。

生産緑地は、当初(平成4(1992)年)は、139地区、約30haを指定しましたが、相続などで面積、地区数とも徐々に減少しています。

また、平成19・22・25年に追加指定を行っています。

■生産緑地地区の面積・地区数の推移



(4) 緑化の推進

緑豊かなまちなみの形成を図るため、都市緑地法に基づく「緑地協定」が、6地区において締結されています。

■緑地協定締結地区

地区名	面積
エールの丘	2.31 ha
シティア	4.13 ha
コスモアベニュー我孫子けやきの丘	1.19 ha
布佐平和台	27.02 ha
グラン・レジデンス	3.82 ha
アクア・レジデンス	2.14 ha

(5) 緑の市民活動

① 緑の市民活動の状況

● みどりのボランティア

平成 11(1999)年から、古利根沼とその周辺の保全・活用を図る事業の一環として、ボランティアが組織化されました。

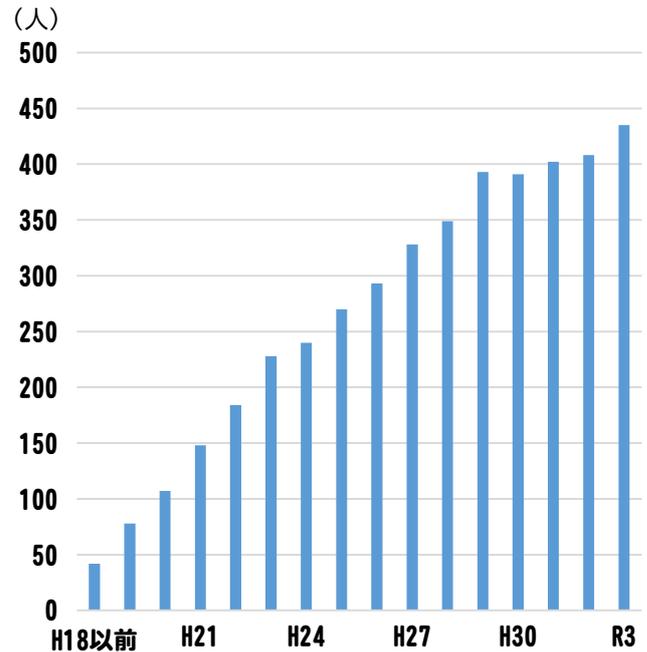
平成 15(2003)年には市民花壇事業が開始され、本格的に市民との協働による緑の活動が始まりました。

平成 19(2007)年、公園及び緑地におけるボランティア活動や市民花壇、地区緑化活動を「我孫子しみどりのボランティア」と総称し位置づけました。

現在、みどりのボランティアとして、435 人が活動しています。

平成 28・29年に「みどりの愛護」功労者として、市内 9 団体が国土交通大臣表彰を受賞しました。

■ みどりのボランティアの人数の推移



● 市民手づくり公園

平成 12(2000)年度から、身近な公園(街区公園)を市民との協働で、地域のニーズにあった特色のある公園としていく活動を支援する、「市民手づくり公園」事業を開始しました。

現在、10 団体(12箇所)が活動しています。

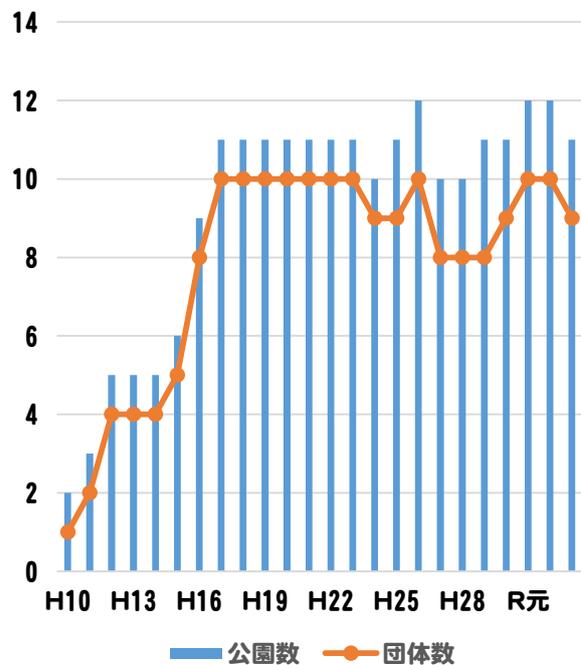
● 里山づくり活動

地域の樹林地を手入れする里山づくり活動など、緑を守り育てる自主的な活動も少しずつ広がっています。

手入れされた樹林地は、人々にやすらぎを与えると同時に、防犯の効果も期待できます。

■ 市民手づくり公園の数と団体数の推移

(箇所・団体)



(6)前計画の達成状況

前計画で掲げた緑づくりの目標水準に対する実績から、達成状況をまとめます。

●緑の量に関する目標(公園・緑地や指定緑地の面積など、制度に位置づけられた緑の面積)

- 緑の確保量は、市域の約37%(1600ha)を目標としていましたが、前計画からほとんど増加していません。
- 指定緑地の面積は、40ha の確保を目標としていましたが、指定の解除などにより計画当初の面積を下回りました。
- 都市公園の面積は、158ha を目標としていましたが、1.42ha の増加にとどまりました。

	H25(2013) 年度時の状況	目標 (R4(2022))	実績 (R4(2022))
緑の確保量	1564ha	1600ha	1565ha
指定緑地の面積	29ha	40ha	26ha
都市公園の面積	149.27ha	158ha	150.69ha

●市民の緑づくりに関する目標

- みどりのボランティアの登録人数は、目標の 400 人に対して 435 人となり、目標を達成しました。
- 市民手づくり公園は、高齢化により撤退する団体があるなど、最終的に活動団体が10団体、公園が12箇所にとどまっています。

	H25(2013) 年度時の状況	目標 (R4(2022))	実績 (R4(2022))
緑の講習会の受講者数	150人	250人	見直し
みどりのボランティアの登録人数	240人	400人	435人
市民手づくり公園の数	11箇所	25箇所	11箇所
市民手づくり公園の活動団体数	9団体	20団体	9団体

●緑の満足度に関する目標

- 「自然環境の保全・活用」「公園・緑地の整備・充実」に対する満足度の目標は、いずれも前計画から大きく後退しました。

	H25(2013) 年度時の状況	目標 (R4(2022))	実績 (R4(2022))
自然の保全・活用に対する満足度	53.9%	65%	34.1%*
公園・緑地の整備・充実に対する満足度	48.6%	60%	34.5%*

※…「我孫子市総合計画に関するアンケート調査報告書(R2.4)」による

2.計画の課題

社会情勢の変化やこれまでの緑の取り組みを踏まえ、計画の課題を整理します。

●バラエティに富んだ我孫子の豊かな自然環境を守っていくこと

- 手賀沼、利根川、古利根沼などの水辺や斜面林、農地などの多様な緑を我孫子の魅力をつくる資源として、子や孫の世代へと継承していくこと
- 大規模な緑の増加は困難なため、今ある緑を残し、適切に管理していくこと

●安全で安心できる暮らしを支える質の高い緑を確保していくこと

- 地震や水害などの災害や感染症などのリスクに、緑の面から対応すること
- 生きものの生息や生育、環境負荷の低減など、持続可能な環境づくりに貢献すること
- 公園利用の実情にあわせた適正な公園配置や機能の確保とともに、老朽化への対応、維持管理の充実を図ること
- 公共事業や民間事業において質の高い緑を身近に確保し、維持すること

●身近な暮らしの中で緑とのかかわりを増やしていくこと

- 我孫子の緑のポテンシャルの高さや豊かさをより実感できるよう、さまざまな利活用を進めると
- 身近な暮らしに緑の機能を活かしていくこと
- 市民のニーズやライフスタイル、ワークスタイルの多様化に対応し、子育てや教育など、若い世代にも共感できる取り組みを進めること

●緑を介した人と人のつながりを活かし、持続可能な仕組みづくりや取り組みを進めること

- 健康寿命を延ばし、だれもがいつまでも元気で、楽しく、生きがいのある暮らしを送ることができるようになること
- ボランティアなどの緑の市民活動を継続させ、また意欲のある人が活躍できる環境をつくること
- 市民が自主的に緑を守り育てる活動を育成していくこと
- 活動する複数の団体が、互いに協力し合える新たな仕組みをつくること
- 事業者や団体、学校などさまざまな組織との連携を図っていくこと
- 公園などの施設の老朽化への対応や維持管理費の確保が厳しい財政状況のもと、効率的なまちづくりを進めるとともに、人的な資源を活かしていくこと

●我孫子の緑の魅力をさらに知ってもらうこと

- 緑の役割や機能を周知し、緑の機能を活かしたまちづくり(グリーンインフラ)の推進を図ること
- 我孫子の魅力や緑のある暮らしを市の内外に発信し、我孫子への愛着を醸成し、市民の定住と市外の人々の移住促進に結びつけていくこと

第 3 章

計画の目標と基本方針

1. 計画の目標

(1) 目指す緑の姿

緑の
将来像

未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち

我孫子市第四次総合計画で掲げられている将来都市像「未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」を緑の将来像とし、特徴ある緑と人と人のつながりを活かし、魅力あふれる住みよいまち・我孫子を、私たちの世代から子や孫の世代にまでつないでいきます。

里山づくり活動

里山づくり団体は地域の森を整備し、近隣の住民も喜んで利用しています。

活動のネットワーク

緑の市民活動団体同士で、情報交換や交流が行われ、助け合って活動しています。

みどりのボランティア

さまざまな世代の方がみどりのボランティアとして元気に活躍しています。

豊かな緑の活動

(コミュニティ)

市民手づくり公園

地域住民が中心となって特色ある公園づくりに取り組んでいます。

魅力ある公園

身近な公園は地域にバランス良く配置され、適正に維持管理されています。また民間事業者によるカフェやキッチンカーがにぎわいを創出しています。

緑のまちなみ

季節を感じさせる多様な緑が形成されています。

生きものの生息・生育

都心では見られない野鳥も多く、自然環境が豊かです。

我孫子らしい緑の景観

斜面林は適切に管理されています。

手賀沼沿いの道

手賀沼遊歩道・公園坂通り・ハケの道などがつながり、四季折々の豊かな景色など魅力にあふれています。



近所で花の愛好家が、花壇づくりやガーデニングを楽しんでいます。

花のある暮らし

花や緑が豊かな住宅地では、庭を手入れしている人と散歩している人との会話も弾んでいます。

素敵なお庭が一般に公開され、庭主と訪れる人の新たな交流が生まれています。



我・孫・子

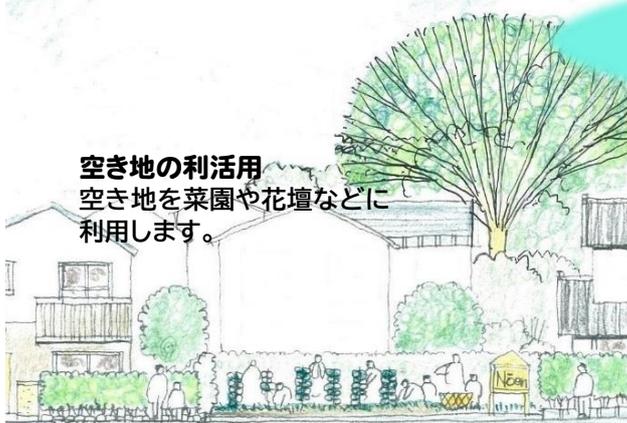
豊かな緑の暮らし

(ウェルビーイング) →P77

空き地の利活用

空き地を菜園や花壇などに利用します。

緑による健康づくり・レクリエーション
手賀沼でのカヌー、サップ、緑の中のデイキャンプ、ヨガやジョギング、サイクリングなど、緑の中で体を動かすことのできる環境や機会がたくさんあります。



学びの場

里山では、子どもたちが遊び方を学びます。
子どもたちは土にふれながら、農産物がどのようにつくられているかを学びます。

外遊びの場

子どもたちは、公園や原っぱ、里山などで元気に遊んでいます。

緑による安全なまち

公園や緑地には、災害時にも役立つ施設や設備が整っています。

歴史と文化

手賀沼に魅せられた文人たちの足跡を緑とともにたどることができます。



豊かな緑の基盤

(グリーンインフラ) →P77

イベント

公園を活用したイベントが行われます。

農地

市街地を取り巻く広大な水田では稲作が、台地上の畑では新鮮な野菜がつけられ、農のあるまちづくりが進められています。

水循環

雨水は地中に浸透し、土壌に貯えられ地下水をかん養し、湧き水や池沼に流れ込み、大気中に蒸発して、再び降雨となる水循環が形成され、まちを守っています。



(2)計画の目標と目標水準

緑の将来像「未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」を実現するために、緑の基盤・緑の活動・緑の暮らしの3つのそれぞれの側面から豊かなまちを目指します。

未来につなぐ
心やすらぐ水辺のまち
我・孫・子

目標

●豊かな緑の基盤が息づくまち

手賀沼をはじめ、古利根沼・利根川・斜面林・農地・公園などの緑を基盤とし、景観形成や防災・減災、レクリエーションの場として活用します。また、多様性のある緑として、子や孫の次代へと継承されていくまちを目指します。

●緑でつながる市民の活動が豊かなまち

みどりのボランティアや市民活動団体でネットワークを形成し、学校、事業者とも連携したバリエーション豊かな緑の活動が繰り広げられるまちを目指します。

●緑がつくる豊かな暮らしのあるまち

我孫子市の特色ある緑を利活用し、市民一人ひとりが緑のある豊かな暮らしを感じることができる住みよいまちを目指します。

具体的な目標水準

我孫子の重要な緑など、引き続き 1600ha の確保を目指します。

	現況 R4(2022)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
緑の確保量	1565ha	1600ha*	1600ha
指定緑地の面積	26ha	35ha	40ha
公園・緑地の面積	150ha	150ha*	152ha

- ※ 緑の確保量の対象は、都市公園、市民の森、特別緑地保全地区、保存緑地、保全特別樹林、保全樹林、農用地区域、生産緑地地区、県立自然公園特別地域、子どもの遊び場、運動場・運動広場、学校グラウンドなどです。
- ※ 指定緑地の面積の対象は、保存緑地、保全特別樹林、保全樹林です。

みどりのボランティアの活動や自主的な活動など、市民の緑の活動を充実させます。

	現況 R4(2022)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
みどりのボランティアの登録人数	435人	550人*	600人
市民手づくり公園の数	11箇所	20箇所*	25箇所
市民手づくり公園の活動団体数	9団体	18団体*	22団体
市民が管理・運営する樹林地の数	7箇所	9箇所	10箇所

- ※ みどりのボランティアは、「我孫子しみどりのボランティアの設置及び活動に関する要綱」に基づき登録されているボランティアです。

我孫子の自然や公園・緑地に対する市民の満足度を高めます。

	現況 R2(2020)	中間年次 R17(2035)	目標年次 R24(2042)
自然の保全・活用に対する満足度	34.1%	48%*	60%
公園・緑地の整備・充実に対する満足度	34.5%	50%*	60%

- ※ 満足度は、「市民アンケート調査報告書」において「満足」「やや満足」と回答した割合です。

*…我孫子市第四次総合計画に掲げられている令和17年度の目標値

(3) 緑の配置方針

我孫子の特徴ある緑の構造や緑の機能を、より強化し活かしていくよう、緑の配置方針を位置づけます。

なお、市全域において緑を保全・創出していくために、市全域を緑化重点地区に位置づけます。



農の緑ゾーン

我孫子の自然の基盤となっているまとまりのある農地の保全・活用



水辺の緑ゾーン

手賀沼・利根川・古利根沼の水辺の緑の保全・活用

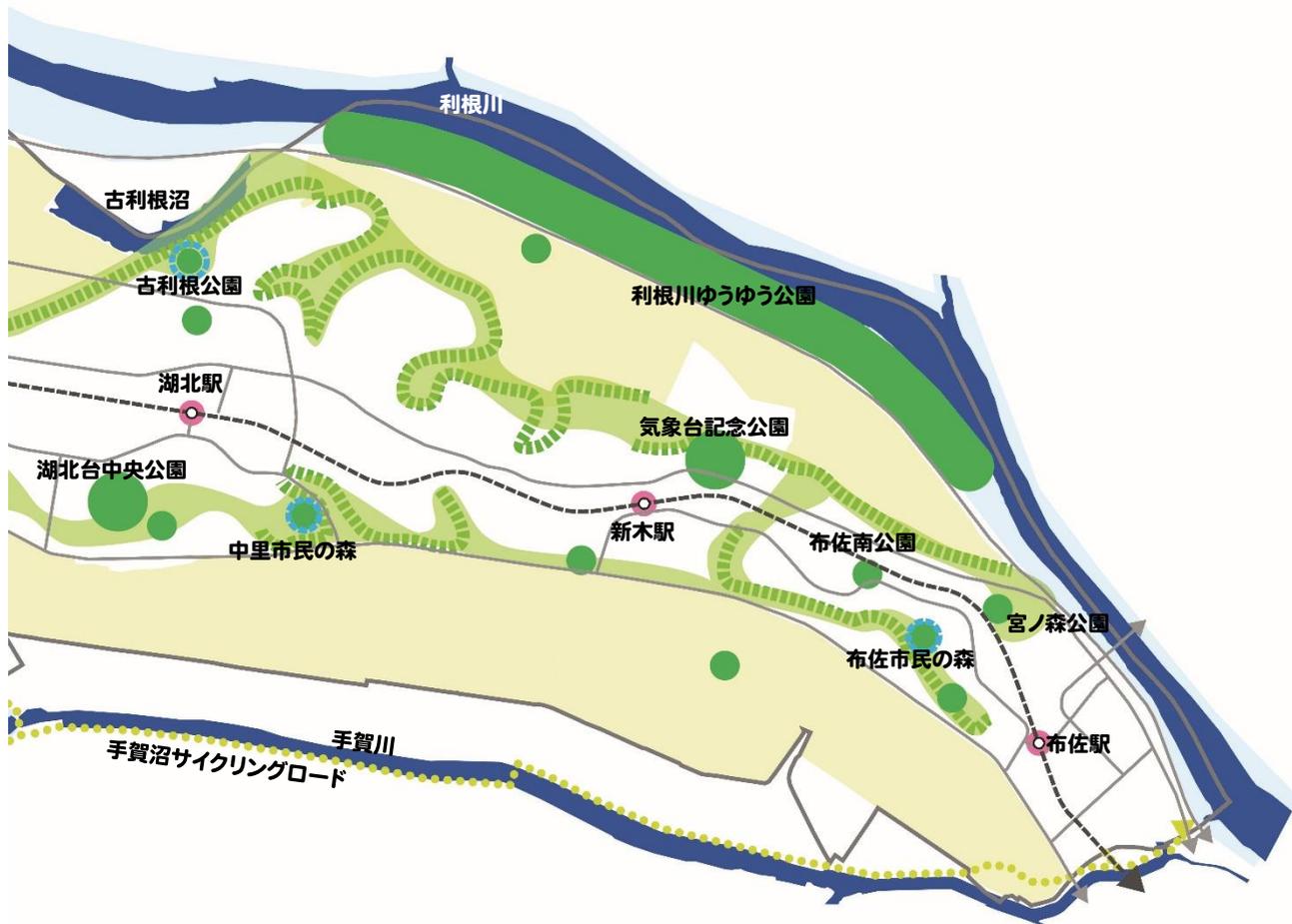
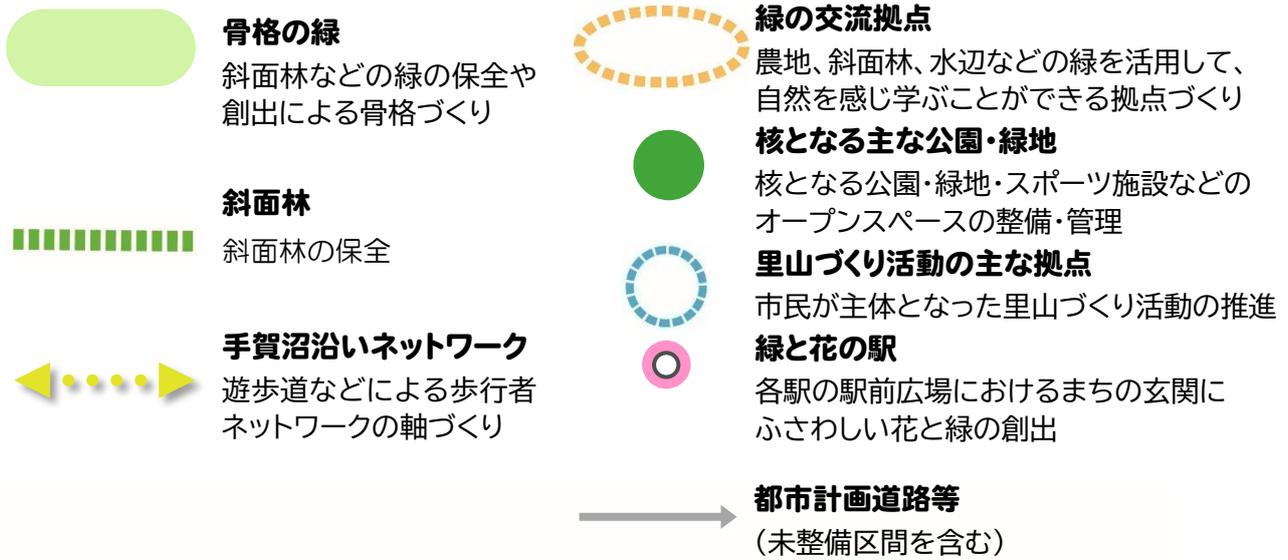


市街地の緑ゾーン

市街地の緑の保全・創出・活用

■ 緑の配置方針図





2.計画の基本方針

計画の目標を実現するため、取り組みの柱となる基本方針を定めます。また、我孫子市など行政だけでなく、市民や事業者と連携・協働しながら進めるものとしします。

関連するSDGs

基本方針

1 我孫子らしい緑を保全・活用する

手賀沼、利根川、古利根などの水辺や、水田、斜面林などの樹林地、社寺林などの歴史や文化にゆかりのある緑は、私たちの暮らしや生きものの生息を支える重要な緑の基盤となっています。

このような貴重な緑を守るため、樹林地を保全する制度の適用などによって保全を図ります。

また、市民による里山づくり活動を積極的に支援していきます。



基本方針

2 核となる緑を整備・活用する

公園や緑地などの緑は、私たちの暮らしを豊かで快適なものにしてくれます。このような公園や緑地をバランスよく配置し、維持管理に努めます。



基本方針

3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

まちなみの緑など身近な緑は、地域に彩りやうるおいを与える役割を果たしています。このような緑を公共空間や民有地において積極的に創出します。

また、市民による花いっぱいのみちづくり活動を積極的に推進します。



基本方針

4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

緑のみちづくりを進めるために、市と市民、あるいは事業者との連携した取り組みが不可欠です。また、だれもが緑を楽しむことができるプログラムづくりなどを充実させていきます。





推進体制(→P71)

市民

市民・グループ・
活動団体

- ・個人・近所・愛好家
- ・みどりのボランティア
- ・NPO法人

土地所有者

事業者・学校

事業者

学校・大学

行政

我孫子市

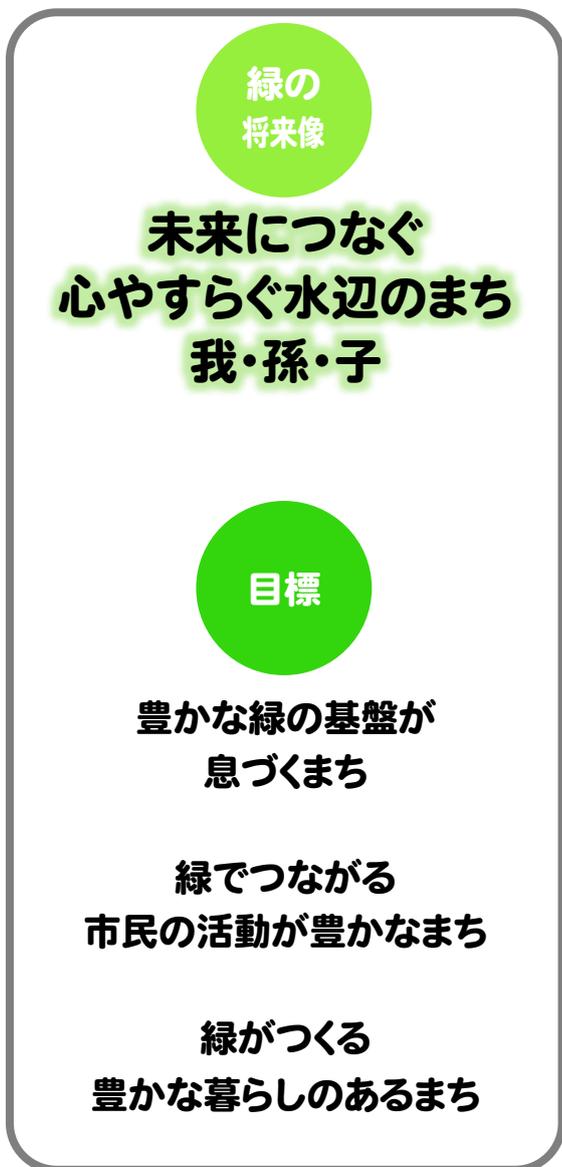
国・千葉県・
周辺自治体など

第4章

緑の推進施策

1.基本方針に基づく緑の推進施策

■緑の推進施策の体系



基本方針

1

我孫子らしい緑を
保全・活用する

基本方針

2

核となる緑を
整備・活用する

基本方針

3

多様な緑が輝く
まちなみを創出する

基本方針

4

緑を楽しむ意識づくりと
活動支援を進める

■…重点的取り組み **重点**

特に重点的に推進する個別の取り組みを重点的取り組みと位置づけます。

施策	個別の取り組み	《ページ》
(1)手賀沼沿いの緑の保全・活用	①手賀沼沿い斜面林の保全	29
	②手賀沼周辺の緑の保全・活用	31
	③緑の交流拠点の整備	32
	④手賀沼一帯の緑を活かしたネットワークの形成■	33
(2)樹林地の保全・活用	①樹林地の担保性の向上■	35
	②公開型緑地としての活用	37
	③古利根沼周辺の水辺と緑の保全・活用	38
(3)農地の保全・活用	①農業振興地域内農地の保全	39
	②都市農地の保全・活用	39
	③農あるまちづくりの推進	40
(4)市民による里山づくり活動の推進	①里山づくり活動の支援■	41
	②谷津ミュージアム事業構想の推進	42
(1)公園の適正な配置と維持管理	①公園の適正な配置■	43
	②安全・安心で、快適に利用できる公園づくり	45
(2)地域のニーズに応える魅力ある公園づくり	①市民に親しまれる公園づくり■	47
	②地域や隣接する施設と連携した公園づくり	48
(3)市民が主体となった公園づくり	①市民手づくり公園の推進■	50
(4)身近なオープンスペースの確保・活用	①新たなオープンスペースの確保・活用	51
	②民間施設緑地の活用	51
(1)民有地の緑の整備・管理	①制度を活用した緑の創出	52
	②大規模な施設における緑の整備・管理	52
(2)市民による花いっぱいのみちづくりの推進	①地域の花壇づくりの推進■	53
	②近隣で進める花と緑のまちなみづくり	54
(3)道路の緑の整備・管理	①街路樹の整備・管理	55
	②アダプト・プログラムの推進	55
	③自転車道の整備・活用	55
(4)公共施設の緑の整備・管理	①学校の緑の整備・管理	56
	②公共施設の緑の整備・管理	56
(1)緑を楽しむ暮らしの普及	①緑に関する意識を高める機会の創出	57
	②緑を楽しむ暮らしのプロモーション■	58
(2)緑を利活用したプログラムづくり	①緑とふれあい、体験する機会や場の創出■	59
	②緑を学ぶプログラムづくり	60
(3)緑づくりの担い手の育成と支援	①緑を楽しむ仲間づくり	62
	②緑の市民活動団体と活動支援の充実■	62
	③地域とのつながりや団体間の連携の仕組みづくり■	63
(4)緑づくりを支える取り組みの拡充	①緑づくりの支援	65
	②緑に関する調査・研究	65
	③表彰制度の活用・創設	66
	④学校・企業との連携の強化	66

基本方針 1 我孫子らしい緑を保全・活用する

(1) 手賀沼沿いの緑の保全・活用

手賀沼と一体となった斜面林や農地などの緑は、我孫子市の大きな特徴です。この緑を子や孫の世代へ引き継ぐため、保全制度などを活用し、適切に保全していくとともに、手賀沼と緑に親しめる場としての活用を図ります。

また、手賀沼遊歩道を軸として、手賀沼沿いの斜面林や農地、水辺空間を活かしたネットワークの充実を図ります。

① 手賀沼沿い斜面林の保全

手賀沼沿いに連なる斜面林は、手賀沼と一体となって本市の特徴的な景観を形成しているだけでなく、生きものの生息地・生育地となっていることから、重要な緑の資源として保全に努めます。

- 手賀沼沿いの斜面林を保全するため、「特別緑地保全地区」の指定、都市公園の整備、条例に基づく「保存緑地」の指定など、さまざまな手法を活用し保全していきます。
- 手賀沼沿い斜面林保全条例に基づき、対象樹林地を「保全特別樹林」「保全樹林」などの指定契約の締結に努めていきます。
- 土地所有者に対する支援に努めます。



根戸新田の斜面林



手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく保全制度の概要

制度	概要
保全特別樹林	<ul style="list-style-type: none"> 300㎡以上の一団の樹林で、重点的に保全する斜面林を指定する制度 所有者は市と10年間の保全契約を締結する。また、相続の発生等により指定の継続が困難となった場合は、その斜面林の買い取りを申し出ることができる 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
保全樹林	<ul style="list-style-type: none"> 300㎡以上の一団の樹林で、保全が必要な斜面林を指定する制度 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
保全屋敷林	<ul style="list-style-type: none"> 200㎡以上の一団の樹林で、山裾住宅の背景を創る斜面林を指定する制度 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
手賀沼沿い 保全樹木	<ul style="list-style-type: none"> 手賀沼沿いの自然環境にとって重要な宅地内樹木を指定する制度 管理方法の助言や管理費用の助成を行う。



高野山新田の斜面林



岡発戸新田の斜面林



②手賀沼周辺の緑の保全・活用

手賀沼沿いの農地とともに、歴史・文化的遺産と一体となった緑を引き続き積極的に保全・活用していきます。

●手賀沼沿い農地の保全・活用

- 手賀沼沿いの根戸新田地区、高野山新田地区、岡発戸新田地区の農地の改良、及び農業者の支援を行います。また、手賀沼や斜面林などと一体となった豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然と農業を観光資源としての活用を図ります。
- 「我孫子市手賀沼沿い農地活用計画」に基づくプロジェクトなどを推進し、緑の保全・活用を図ります。
- 観光農園の支援や直売所の活用、景観作物の栽培を進めます。



高野山新田

●手賀沼周辺の歴史・文化にゆかりのある緑の保全・活用

- 手賀沼のほとりに立地する史跡や文化的ポイントをつなぎ、歴史と自然にふれあうことのできるエリアとして整備します。また、歴史・文化的遺産と一体となった斜面林などの緑の保全・活用を図ります。
- 杉村楚人冠記念館や旧村川別荘などの文化施設の利用者と、周辺の緑を楽しむ人がともに歴史・文化的遺産と豊かな自然を体感できるよう工夫を図ります。



旧村川別荘(寿)



嘉納治五郎別荘跡(天神山緑地)

③緑の交流拠点の整備

手賀沼の水辺環境や周辺の緑を活かし、多くの人を訪れるにぎわいのある場の創出を図ります。

●手賀沼公園周辺

- 手賀沼公園では、オープンカフェ、キッチンカーなどを活用し、にぎわいの拠点の形成を図ります。
- 地区計画や手賀沼観光施設誘導方針に基づき、周辺の緑に配慮した適切な施設計画の誘導を図ります。



手賀沼公園とオープンカフェ

●手賀沼親水広場周辺

- 手賀沼親水広場周辺では、「我孫子市高野山新田地区 土地利用構想」に基づき、手賀沼の水辺、農地、親水広場、遊歩道を活かしたにぎわいづくりを進めます。
- 高野山新田地区においては、景観作物の栽培や観光農園など、手賀沼の水辺環境や景観を活かした交流拠点の創出を図ります。
- 地元農産物を地域内で消費する地産地消を推進するとともに、農業拠点施設を中心に交流人口の拡大と消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の供給や食育の推進を図ります。



高野山新田

④手賀沼一帯の緑を活かしたネットワークの形成

重点

手賀沼周辺に歩行者が散策を楽しむことができるよう、手賀沼遊歩道、手賀沼ふれあいライン(都市計画道路根戸新田・布佐下線)、ハケの道や公園坂通りなどの道と緑を活かしたネットワークづくりを進めます。

■緑を活かしたネットワークのイメージ



●手賀沼遊歩道の再整備

- 手賀沼公園から手賀沼フィッシングセンター付近まで整備されている手賀沼遊歩道は、「手賀沼遊歩道維持管理計画」に基づき、桜並木などの適正な維持管理に努めます。また、公共サインの整備、護岸の整備などを進め、快適性の向上を図ります。



手賀沼遊歩道

●手賀沼沿いの道づくり

- 手賀沼公園から北柏ふるさと公園(柏市)までのルートについては、手賀沼ふれあいラインの歩道を活用し、手賀沼を周回できるよう県や近隣市などと協議・検討を進めます。

●公園坂通りの整備

- 我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ公園坂通りでは、市のシンボルロードとして、歩行者にやさしい道路空間の実現と沿道のにぎわいのあるまちづくりの誘導を図り、「歩きたくなるみち」づくりを進めます。
- 沿道の民有地の緑の保全や創出の誘導を検討していきます。

●ハケの道などの活用

- ハケの道の魅力化を図ります。
- 湧水スポットの整備・管理に努めます。



ハケの道と湧水スポット(寿)



ハケの道につながる天神坂(寿)

(2) 樹林地の保全・活用

樹林地は、野鳥をはじめとする生きものの生息・育成空間として、また市街地の空気を浄化する機能を有するなど、重要な役割を果たしています。

本市の樹林地の多くは斜面林ですが、昔ながらの社寺林や街道沿いの屋敷林なども残り、まちの景観にうるおいを与えています。しかし、市域に占める樹林地の割合は4%(H28(2016)年度 都市計画基礎調査)と決して多くはなく、しかも毎年少しずつ減少しています。

このような樹林地について、引き続き保全制度を活用した施策を展開し保全を図ります。

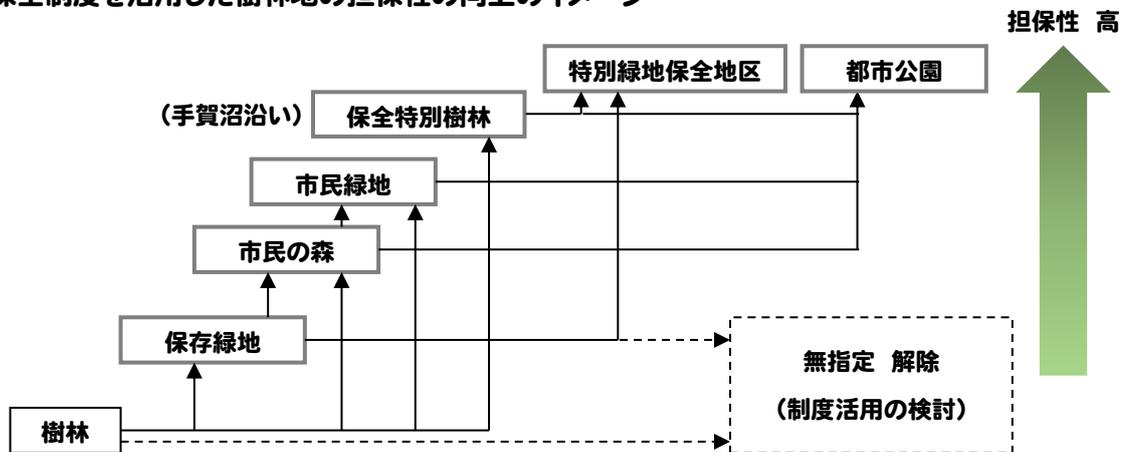
① 樹林地の担保性の向上

重点

法律や条例に基づく樹林地の保全制度を活用するとともに、適切な維持管理を進めます。

→P81

■ 保全制度を活用した樹林地の担保性の向上のイメージ



● 特別緑地保全地区の指定・管理

- 無秩序な市街化を防止するため、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全する必要がある緑地、雨水の貯留浸透の機能が期待できる緑地などを特別緑地保全地区に指定することを検討します。
- 現在指定されている船戸特別緑地保全地区では、コナラ、クヌギ、シラカシなど地域固有種を中心に、適切な維持管理に努めていきます。



●保存緑地などの指定

- 市内に残る屋敷林や社寺林など、500㎡以上のまとまった良好な樹林地について、緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく「保存緑地」として指定し、保全を図ります。
- 景観形成上重要な役割を果たしている樹木などは、「保存樹木」や「景観重要樹木」として指定し、保全を図ります。



保存緑地(石尊宮・柴崎)



景観重要樹木(三樹荘・緑)

●保全緑地の管理

- 市が所有する樹林地、池沼、草地である緑地等は、「保全緑地」として適切に維持管理します。



保全緑地(船戸2丁目緑地)

●樹林地・樹木の維持管理の支援

- 保存緑地や保存樹木などの緑が地域に親しまれ、所有者が維持し続けることができるよう支援します。
- 樹林地の管理に関する技術的な支援を検討します。

②公開型緑地としての活用

保存緑地などに指定した樹林地については、公開型の緑地として市民が緑に親しめるよう、利活用に努めます。

●市民の森の管理

- 保存緑地などにおいて、自然環境の保全及び市民の憩いの場として必要な区域を、土地所有者の理解と協力を得ながら、今後も引き続き公開に努めます。
- 岡発戸市民の森、中里市民の森ではボランティアの協力によって維持管理されていますが、布佐市民の森においてもボランティアによる維持管理を行うことができるよう調整を図ります。
- 必要に応じて都市公園としての整備や新たな市民の森の設置に努めていきます。



岡発戸市民の森



布佐市民の森

●市民緑地の設置

- 長期的公開が可能な300㎡以上の樹林地などは、「市民緑地制度」の活用を検討します。

●保存緑地・保全緑地の活用

- 土地所有者の理解と協力が得られた保存緑地の公開を推進します。
- 保全緑地のうち、市民の利用に適した緑地は、散策や自然観察などに活用できるよう整備に努めていきます。



市民開放型保存緑地(根戸)

●民有樹林地の活用

- 屋敷林などの緑を保全していくためには、その所有者だけではなく、地域の人々の理解と協力が必要となってきます。
- 樹木・樹林地の重要性・役割を理解する機会として、環境学習の場としての活用などを検討します。

③古利根沼周辺の水辺と緑の保全・活用

- 古利根沼と周辺の樹林地は、「古利根沼周辺保全基本計画」に基づき、水面・水辺・斜面林の保全・再生と活用を図り、自然と人が共存する空間として、次世代に残していくことを目指します。
- 水辺空間の整備に努めるほか、古利根公園の拡張を検討します。

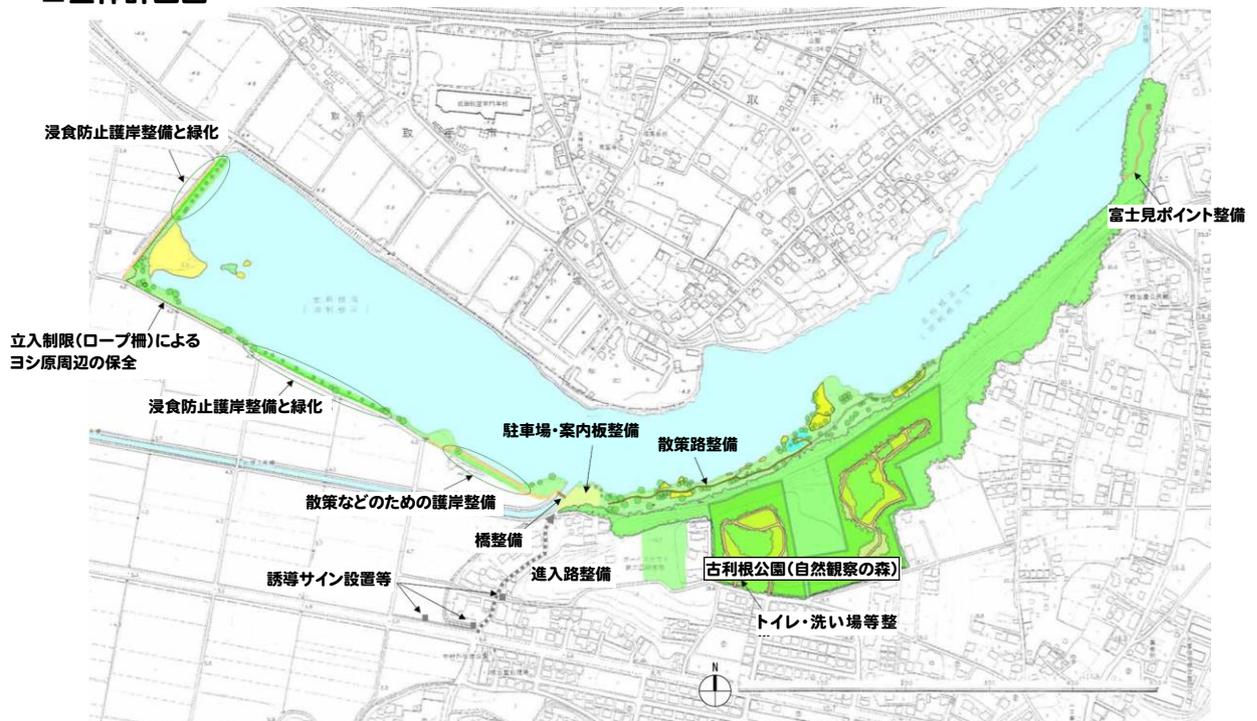


古利根公園 自然観察の森



古利根沼

■全体計画図



※「古利根沼周辺保全基本計画」(平成 17 年)より

(3) 農地の保全・活用

農地は、農産物の生産だけではなく、水害の防止や自然環境の保全、また、故郷を感じさせる景観や農文化の伝承など多面的な機能を有しています。

本市の農地は、市域の3割以上を占め、手賀沼・手賀川と利根川沿いに水田が広がり、台地上の場所には畑が点在しています。

このような農地を「都市にあるべき緑」として保全するとともに、農とのふれあいの場として活用に努めます。

① 農業振興地域内農地の保全

- 北新田・古利根沼周辺・利根川周辺・手賀沼干拓地の農業振興地域の農用地区域は、「農業振興地域整備計画」に基づいた農業政策を推進し、優良な農地の保全に努めます。



農用地区域(北新田)



農用地区域(中里新田)

② 都市農地の保全・活用

市街化区域及びその周辺の農地を保全し、オープンスペースなど多様な機能の活用に努めます。

● 生産緑地地区制度の活用

- 市街化区域内の農地は、多様な機能を有するグリーンインフラとして維持することを基本とします。
- 生産緑地地区として指定され30年が経過した農地は、所有者の意向を確認しながら特定生産緑地制度の活用により、保全に努めます。
- 生産緑地地区における営農の継続性や市街地での交流の場づくりを考慮し、農家レストランや農産物直売所などが設置される際は、適切な土地利用を誘導します。
- 公園の不足している地域で、公園用地として適している生産緑地地区の買い取りを検討していきます。



生産緑地地区(高野山)

●都市農地貸借制度の活用

- ・農業従事者による営農が困難な場合、新規就農者を含めた意欲のある農業者や事業者が生産緑地を貸借して営農する制度の活用に努めます。

③農あるまちづくりの推進

市民が土や緑とふれあえる場所として、市民農園をはじめ、農家との連携により、さまざまな農にふれあえる場としての活用に努めます。

農地の有する雨水のかん養や水害の防止、あるいは自然環境の保全や良好な景観の形成、農文化の伝承などの多面的機能について、市民の理解を深めるよう周知を図っていきます。

本市で進めている安全・安心で新鮮な農産物の「地産地消」を推進するため、農家、市民(消費者)、市と農業協同組合が連携・協働して、「豊かで住みよい“農”あるまちづくり」の取り組みを進めます。

●市民農園の管理・運営

- ・日秀新田市民農園を引き続き運営するとともに、利用の促進を図ります。

●農家開設型ふれあい農園の支援

- ・市民と農家の交流を促進するために、ふれあい農園の普及と支援を進めます。

●農の普及活動の推進

- ・直売所や農家レストランを活用し、我孫子の農業・農地への理解を深めていきます。
- ・我孫子の農業や地産地消の取り組みを PR 活動やイベントを通して普及します。

●食育の推進

- ・農家、市民(消費者)の交流活動や学校給食への地元農産物の供給を図るなどの地産地消を推進します。
- ・教育や福祉との連携による学校農園、福祉農園としての活用に努めます。

●援農ボランティア活動の推進

- ・農家の「手伝い」を通して労働力不足を補うとともに、都市住民が農業に参加することができる援農ボランティア活動を進めます。
- ・都市住民が参加しやすい援農ボランティア養成講座の周知に努めます。



援農ボランティア



援農ボランティア養成講座

(4)市民による里山づくり活動の推進

緑を活かした市民の活動として里山づくりが行われています。適切に管理された樹林地は、環境改善が図られ野鳥などの生きものが生息し、人にもやすらぎを与えます。しかし、手入れがされていない樹林地も多くみられます。

今後は、樹林地の所有者との調整を図りながら、里山づくりなどの市民活動を充実させていきます。

①里山づくり活動の支援

重点

一部の樹林地では、市民による里山づくり活動が行われています。

このような樹林地を活かした市民活動を支援するとともに、新たな活動団体などの掘り起こしを図ります。



寺田の森(我孫子)



妻子原の森(我孫子)

●活動や活動場所確保の支援

- 里山づくり活動団体と樹林地の所有者とのマッチング(仲介)を行います。
- 森林法に規定する「施業実施協定」の締結や更新を支援します。
- 里山づくり活動団体間の交流の促進を図ります。
- 竹等によって樹木が減少しないように、適切な樹木地の維持管理を行うよう啓発していきます。

②谷津ミュージアム事業構想の推進

岡発戸・都部の谷津は、我孫子に残る谷津の中でも最も大きく、水田、草地、水路、湿地、斜面林など多くの要素が一体となった手賀沼に連なる特徴ある自然環境を形成しており、多様な生きものの生息・生育や移動にとって極めて重要な空間となっています。

また本市のほぼ中央に位置していることから、東西に横たわる馬の背状の台地に深く切り込み、手賀沼と利根川を南北に結ぶ奥行きある水田・湿地が続き、手賀沼の原風景の面影を残しています。

このような谷津を“里山”の自然が残る、貴重・希少な資源として保全し、市民との協働によって、かつての農村環境の復活をめざす「谷津ミュージアム」事業を進めています。

引き続き、谷津の自然環境を再生し、伝統的な農業やくらしの風景を復活させ、全体を「野外博物館」にしていく取り組みを進めていきます。

●事業計画の推進

- ハケの道などを活用したネットワークづくりを進めます。
- 田んぼ広場、ホタル・アカガエルの里、多自然型護岸などの整備を進めます。
- 谷津ミュージアムを活かした自然観察会や学習会、調査・研究などを進めます。

●谷津ミュージアムを支える組織づくり

- 谷津学校開催による谷津守人の育成を図ります。
- 谷津ミュージアムの会の運営を中心とした、啓発や情報発信を進めます。
- 農業生産法人設立に向けた検討を進めます。



谷津の風景



稲刈り



昆虫観察会



基本方針 2 核となる緑を整備・活用する

(1) 公園の適正な配置と維持管理

公園や緑地は、レクリエーションやコミュニティ形成の場、環境保全、防災、景観などに大きな役割を果たしています。

このような緑を核として、今後も公園の確保・整備に努めるとともに、地域のニーズに対応した公園づくりや地域の緑を活かした特色ある公園づくりを推進します。

① 公園の適正な配置

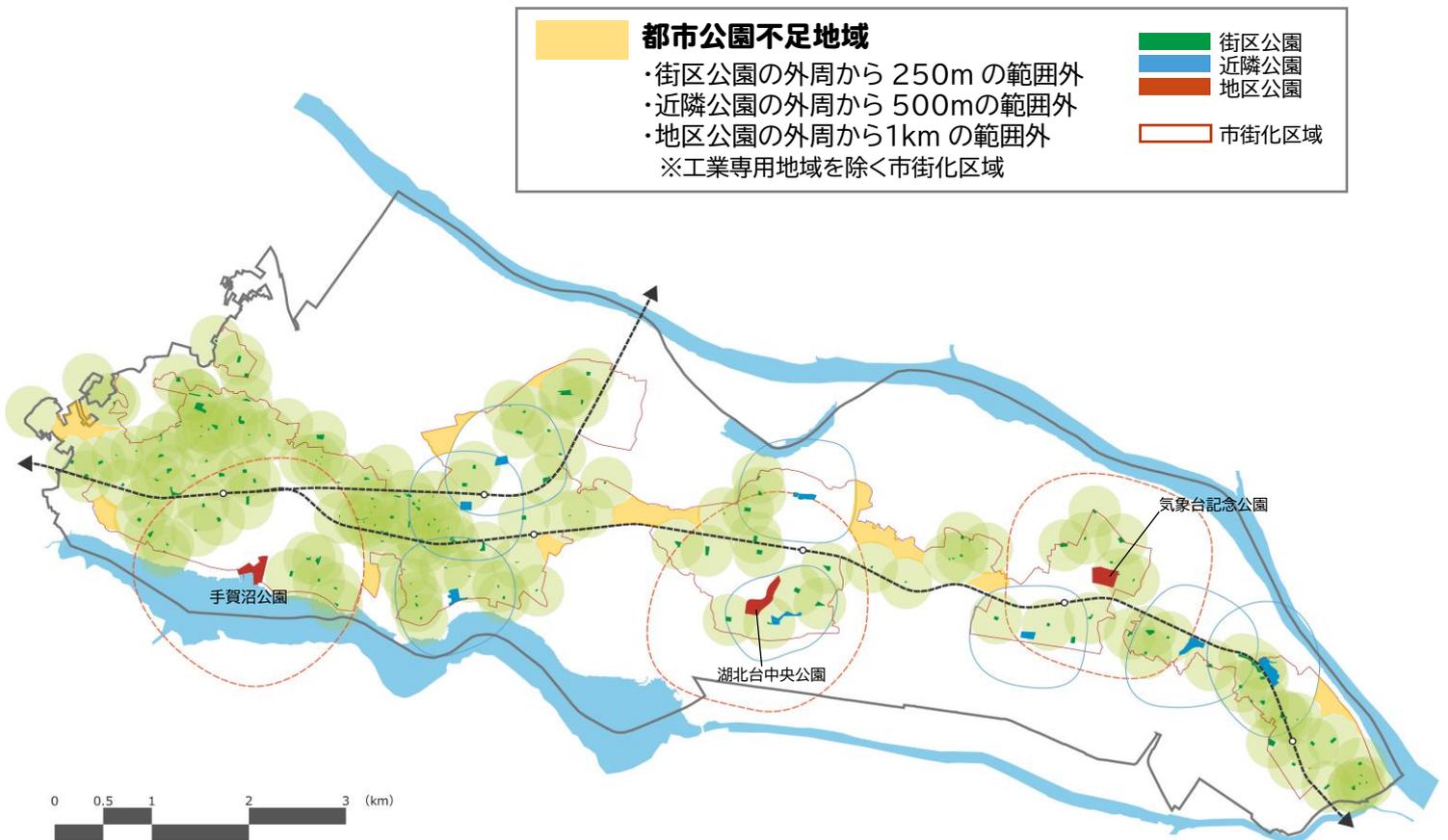
重点

適正な公園の配置に努めるとともに、公園機能の再編などを検討していきます。

● 公園不足地域の解消

- ・市街化区域内における都市公園不足地域の解消に努めることを基本とします。
- ・生産緑地の活用など多様な手法を検討し、公園が不足している地域の解消に努めるものとします。
- ・都市公園に準ずる緑地として、市民緑地の設置に努めます。

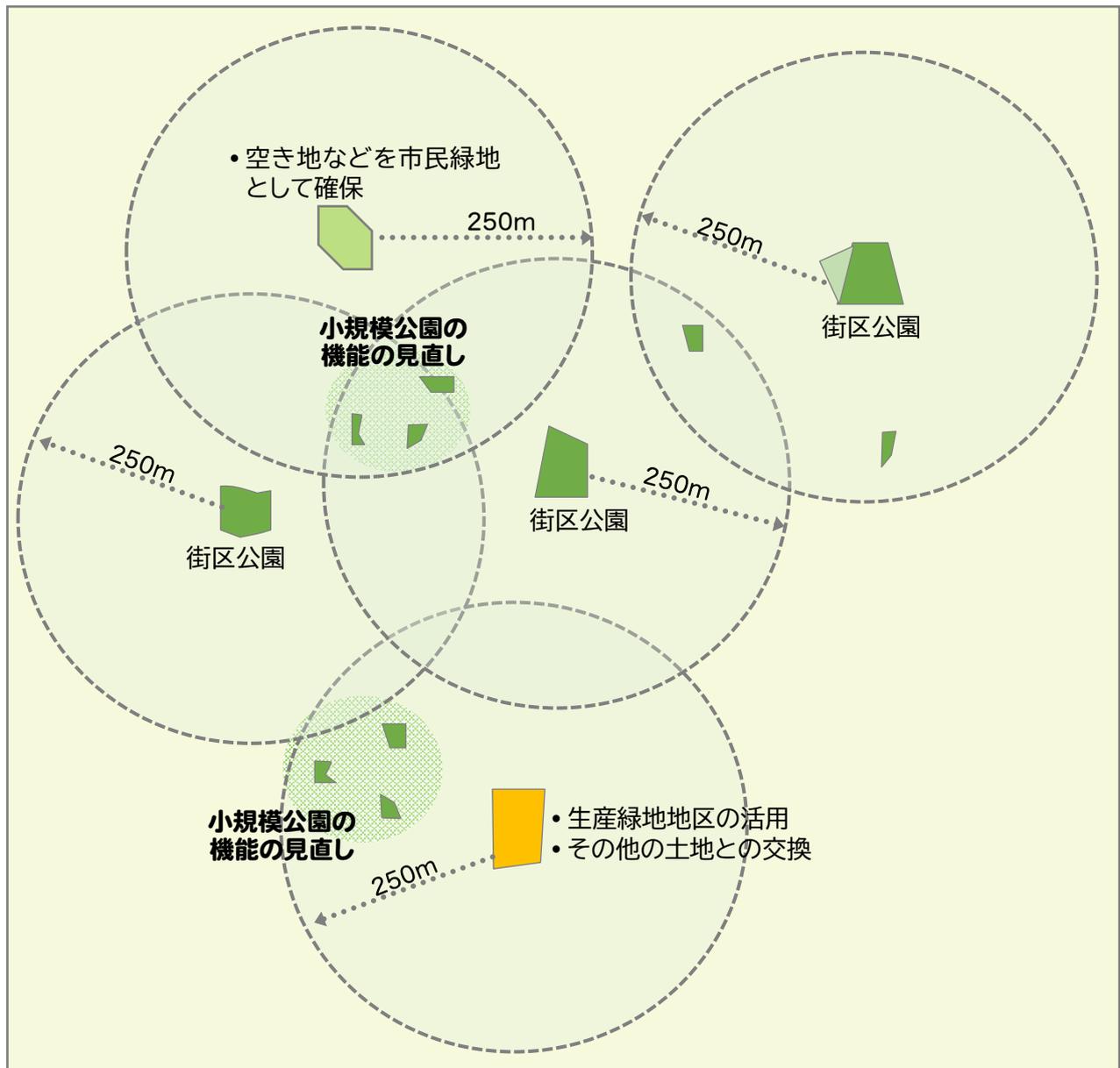
■ 市街化区域における都市公園の配置状況



●公園の再配置・機能再編

- 本市には、住宅地開発などで整備された0.1ha 未満の都市公園が多くあります。これらの面積が狭小な公園は、地域のニーズに対応することが難しく、維持や管理面においても非効率です。
- 都市公園が充足している区域において、特に狭小な面積の都市公園の再生と活性化を図るために、公園の再配置や機能の見直しを検討します。
- 公園の規模や機能に応じた遊具などの施設の適正化を検討します。

■都市公園の配置・機能再編のイメージ



②安全・安心で、快適に利用できる公園づくり

市内の公園の約70%は整備から30年が経過した公園で、老朽化が顕著です。

このような公園の施設の老朽化に対処し、だれもが安全・安心で、また快適に利用できる公園づくりを進めます。

また、公園施設の長寿命化、バリアフリー化や災害時の避難地としての機能の向上を図ります。

●公園施設の適切な維持管理

- 公園施設の長寿命化を図るために、計画的な改修や更新を行います。
- 遊具は、計画的に部品の交換や塗装などの補修を行い、劣化・損傷による事故を未然に防ぎます。
- 照明灯については、省エネルギー機器の使用を検討します。
- 公園の植栽について、適正な維持管理に努めます。



舗装の再整備(手賀沼公園)



遊具の更新(手賀沼公園)



遊具の更新(柴崎台中央公園)



遊具の更新(宮ノ森公園)

●だれもが安全で、快適に利用できる施設の整備

- 「我孫子市公園施設バリアフリー改修計画」に基づき、近隣公園の施設などのバリアフリー化を進めます。
- 市民や事業者などの寄付によるかたらいベンチの設置を推進します。
- 防災・減災に配慮した施設の整備・管理を進めます。



かたらいベンチ(高野山桃山公園)



暫定浸透貯留施設を埋設した天王台南公園



防災公園としての機能を持つ中峠亀田谷公園



(2)地域のニーズに応える魅力ある公園づくり

市民や各種団体、事業者などと連携し、公園を活用するとともに、利用したくなる魅力ある公園づくりに努めます。

また、樹林地や歴史・文化的遺産などの地域の特性がある場合は、それらを活かした特色のある公園の整備・活用を推進します。

①市民に親しまれる公園づくり

重点

公園を多様なイベントやレクリエーションなどに活用し、市民に親しまれる場となるよう魅力の創出を図ります。

事業者や各種団体との連携によって、地域の魅力向上に資する公園の管理運営を図ります。

●事業者や各種団体との連携による公園の管理運営(公園マネジメント)

- サウンディング型市場調査により市民ニーズを把握し、指定管理者制度の活用や設置管理許可制度、公募設置管理制度(Park-PFI)の活用による公園の魅力づくりに努めます。
- キッチンカーなどによる地域活動への支援と公園の魅力づくりに努めます。
- 健康づくりの場、働く場など、ライフスタイルやワークスタイルの多様化に対応できる柔軟な公園の管理運営に努めます。



手賀沼公園 オープンカフェ



キッチンカー

●特色ある公園づくり

- 根戸城跡、古墳などの歴史・文化的遺産を活用した公園の整備を検討します。
- 公園全体の再整備やリニューアルに当たっては、地域のニーズを踏まえて進めていきます。
- 生きものの生息・生育に配慮したビオトープなどの整備・管理に努めます。



前原古墳(高野山桃山公園)

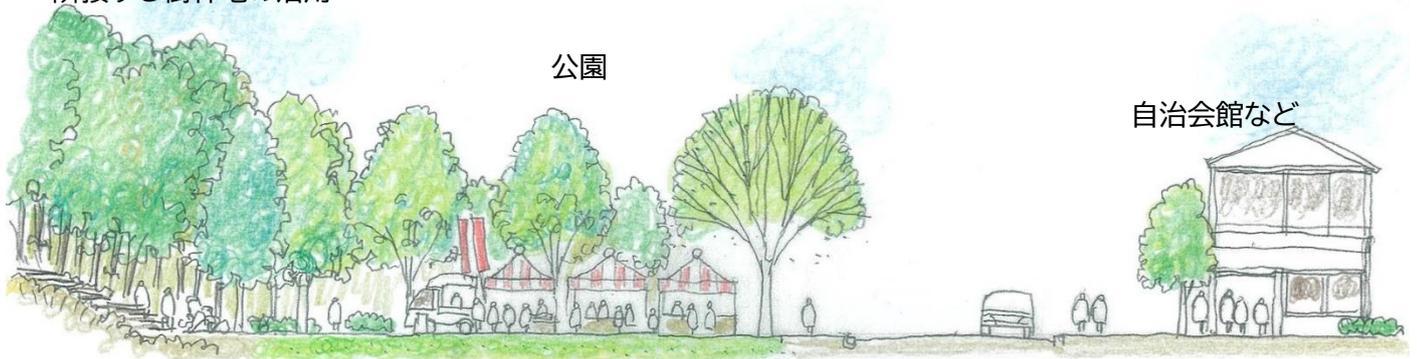


ビオトープ(高野山桃山公園)

②地域や隣接する施設と連携した公園づくり

- 公園に隣接する樹林地や施設との一体的な整備や利活用を進めます。

隣接する樹林地の活用



周辺の樹林地や施設も活用したイベント会場

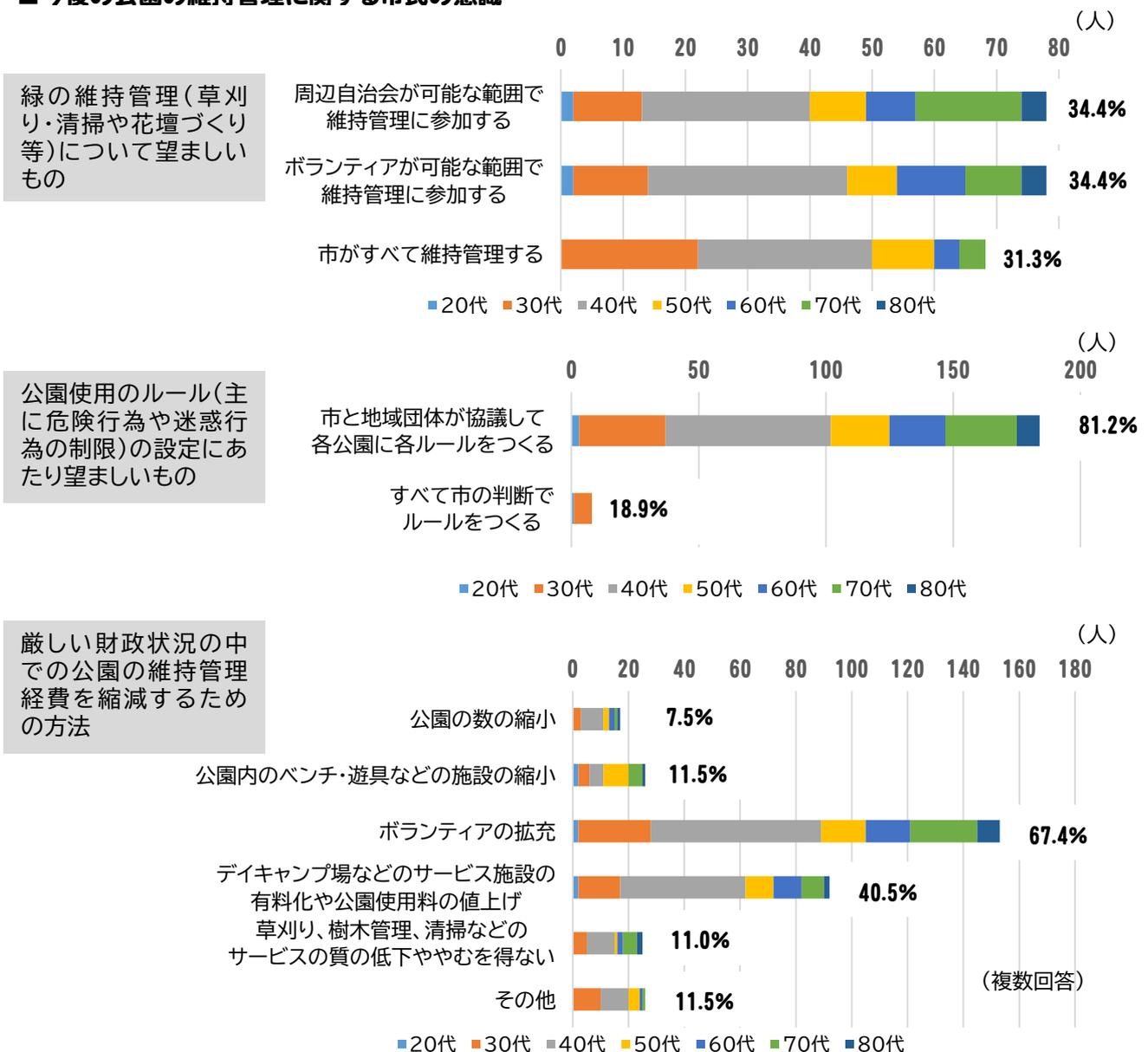
(3) 市民が主体となった公園づくり

「我孫子 e モニター」のアンケートでは、公園の維持管理は「周辺自治会が可能な範囲で参加する」「ボランティアが可能な範囲で参加する」とする意見が、全体の7割近くを占めています。また、公園使用のルールについては、「市と地域団体が協議して各公園に各ルールをつくる」とする意見が8割以上を占めています。

このことから、公園の維持管理は周辺自治会など地域の方が主体となることへの期待がわかります。

今後、身近な公園については、自治会や市民活動団体が主体となり、清掃や維持管理のみならず、花壇づくり、イベントの企画など、地域で使いやすい公園づくりを進めます。

■ 今後の公園の維持管理に関する市民の意識



(出典:あびこeモニターアンケート(R3))

※構成比の合計は100%にならない場合があります。

①市民手づくり公園の推進 **重点**

公園をより親しみやすいものとするため、地域住民が主体となった市民手づくり公園を積極的に推進していきます。

●市民との協働による公園管理

- 自治会などによる維持管理・清掃活動を支援します。
- 市民との協働によって、公園や緑地におけるマナーの啓発や環境保全などの巡視活動を進めます。
- 花苗の提供、物品の貸し出し及び情報提供などを行います。



市民手づくり公園(湖北台8号公園)



市民手づくり公園(新木道崎緑地)

●市民が管理運営する公園づくり

- 市民が主体となった公園づくりを支援します。
- 公園活用について、市民や事業者、各種団体などがみずからアイデアを出し、運営する仕組みを検討します。

(4)身近なオープンスペースの確保・活用

本市の市街地には、公園のほか、子どもの遊び場や運動場、民有地などのオープンスペースが多く存在します。これらのオープンスペースもグリーンインフラとして活用することを推進します。

①新たなオープンスペースの確保・活用

公園の機能を有するオープンスペースの確保と活用に努めます。

●未利用地などを活用した市民緑地の設置

- 企業などが所有する未利用地、自治会が管理している広場などについて、市民緑地認定制度の適用を検討します。

●公共のオープンスペースの活用

- 子どもの遊び場や運動場の確保に努めます。
- 文化財を活かしたオープンスペースの整備・活用を図ります。(旧井上家住宅、旧村川別荘など)
- 地下式調整池の上部を活用したオープンスペースの整備を検討します。



地下式調整池の上部に整備された我孫子4丁目いこいの広場

②民間施設緑地の活用

- 民間地の緑地を一般公開できるよう要請します。



我孫子ゴルフ倶楽部を公開した観桜会



日立アカデミー庭園の公開

基本方針 **3** 多様な緑が輝くまちなみを創出する

(1) 民有地の緑の整備・管理

緑豊かなまちなみをつくるためには、民有地における緑の維持と創出を進めることが重要です。これまで、つくし野地区や布佐平和台地区などにおいて、地区計画制度や緑地協定制度的によって、生垣などが整えられた美しいまちなみが形成されています。

このような緑豊かなまちなみを維持するとともに、引き続き緑化を推進する制度を活用して良好な緑の創出に努めます。

① 制度を活用した緑の創出

民有地の良好な緑の維持や創出を誘導するため、関連する制度の活用を図ります。

● 民有地の緑化誘導

- 一定規模の開発行為や建築行為において、緑化を推進する制度の適切な運用を図ります。
- 屋上緑化や壁面緑化など、緑づくりのガイドラインの策定を検討します。

● 地域ぐるみの緑のまちなみづくり

- 現在締結されている緑地協定(都市緑地法に基づく)を更新し、整備された住宅地の生垣など、良好な緑の維持に努めるとともに、新たな協定の締結に努めます。
- 地区計画制度を活用し、まちづくりにおける緑の維持と創出を図ります。
- 千葉県自然環境保全条例に基づく「緑化協定」の締結を図り、民有地などにおける緑の維持に努めます。

② 大規模な施設における緑の整備・管理

住宅団地、研究施設、大学や事業所など、規模の大きな施設における緑の維持と創出を促進します。

● 施設の緑地の整備・管理

- 土地利用の転換の際には、土地所有者と連携し緑の保全と創出を図ります。
- 住宅団地、大学・研究施設などにおける緑の整備を促進します。

● 緑の評価認定制度の活用

- (公財)都市緑化機構が運用する^{シニジエス}SEGES(社会・環境貢献緑地評価システム)などの緑の評価認定制度の活用を努めます。

(2) 市民による花いっぱいのもちづくりの推進

本市では、駅前広場や公園を中心として、市民ボランティアによる花壇づくり活動が行われています。花壇づくりは、地域を彩^{いろど}るだけでなく、活動を通じたコミュニティ形成の場としての役割と可能性を持っています。

このような花の特性を積極的に活かし、花いっぱいのもちづくりを進めていきます。

① 地域の花壇づくりの推進

重点

花壇づくりを希望する団体に、公園や公共施設を活動の場として提供します。また、地域住民が気軽に緑づくりに参加し、楽しむことができるよう支援していきます。

● 駅前広場・公共施設の花壇づくり

- ・駅前広場や公共施設において、市民との協働により花壇づくりを進めます。

● 学校の花壇づくり

- ・子どもたちによる学校の敷地内の花壇づくりを進めます。



我孫子駅北口花壇



天王台駅南口花壇



我孫子駅南口花壇



湖北駅南口花壇

●花苗を確保する仕組みの検討

- 花苗を安定的に供給できる苗圃の確保などの仕組みを検討します。
- 余剰の花苗や種子、資材などを譲渡・譲受するための情報提供、メンバー募集情報などを掲載した Web サイトの創設・運営を検討します。

②近隣で進める花と緑のまちなみづくり

- 近隣で進めるガーデニングや花壇づくりの支援を検討します。
- 庭を期間限定で公開するオープンガーデンの仕組みづくりを検討します。
- ガーデニング講座などの開催を検討します。



湖北駅北口花壇



布佐駅東口花壇



新木駅南口花壇



布佐駅北口花壇

(3)道路の緑の整備・管理

街路樹や植樹帯による線状の緑は、まちなみにうるおいを与え、野鳥など生きものの移動経路や市街地に風の道をつくる役割を果たしています。さらに、公園や緑地とつながることによって、緑につつまれた環境を形成します。

このような街路樹・植樹帯について、都市計画道路を中心として整備に努めるとともに、既存の街路樹・植樹帯の適正な維持管理を図ります。

①街路樹の整備・管理

- 都市計画道路などの整備に際しては、良好な植栽基盤の確保に配慮し、街路樹・植樹帯の設置に努めます。
- 既存の道路の緑化に努めるほか、隣接する施設との一体的な整備を行うなど、魅力的な道づくりを検討します。
- 街路樹の生長や特性に配慮し、「我孫子市街路樹管理計画」に基づき、適正な維持管理に努めます。



我孫子駅前の街路樹



湖北台団地のけやき通りの街路樹

②アダプト・プログラムの推進

- 道路の除草・清掃、及び道路環境美化のための草花の植栽や管理、あるいは道路の巡視による異常等の情報提供など、市民との協働で進める我孫子市道路アダプト・プログラム「A-RaP」を推進します。



「A-RaP」によるロータリーの草花の植栽
(天王台駅南口)

③自転車道の整備・活用

- 手賀沼・手賀川を周回する自転車道の整備に向けて、関係機関とともに検討を進めます。
- 手賀沼と利根川を結ぶ自転車道の活用を検討します。

(4) 公共施設の緑の整備・管理

市内の小中学校を含む公共施設は、緑化を進めるための先導的な役割が期待されます。

このような公共施設について、新たな施設だけでなく既存の施設に対しても、地域の環境との共生に配慮した多様性のある緑化を積極的に推進するものとします。

① 学校の緑の整備・管理

- 学校は子どもたちの日常の生活の場であるとともに、学校の緑は地域においても重要なものとしてとらえます。
- 小中学校については、緑のカーテンづくりや校庭の緑化など、敷地内の緑化を推進します。
- 既存の樹木や樹林の適切な維持管理に努めます。
- 雨水浸透に配慮したオープンスペースの確保に努めます。



白山中学校の樹木と花壇

② 公共施設の緑の整備・管理

- 近隣センターや保育園などの公共施設は、市民の利用や交流に欠かせない施設です。緑の量だけではなく、質的にも良好な状態を維持していきます。
- 公共施設の敷地内に残る樹木や樹林を保全するほか、施設と緑が調和した空間づくりを進めます。また、施設の接道部や駐車場などの緑化を推進していきます。
- 傷んだり病気になったりした樹木は、樹木診断をするなど適切な維持管理に努めます。
- まちづくり協議会など、市民との協働によって、花壇づくりや緑のカーテンづくりなどを進めます。
- 雨水浸透に配慮したオープンスペースの確保に努めます。



既存の樹木を活かした近隣センターこもれば(東我孫子)



既存の樹木を活かした近隣センターふさの風(布佐)

基本方針 **4** 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

(1) 緑を楽しむ暮らしの普及

本市は、さまざまな緑のある暮らしを実践する緑豊かな環境を有しています。
市民の緑に関する意識を高め、緑ある暮らしを楽しんでいくための情報発信や啓発を進めていきます。

① 緑に関する意識を高める機会の創出

市民の緑に関する意識を高めることは、緑のまちづくりの基本的なことといえます。さまざまな機会を通して情報を発信し、緑に関する意識や理解を深めるよう努めます。

● 緑の情報の発信

- 市民が緑に対し関心を持つ契機となるよう、我孫子インフォメーションセンター(アビシルバ)や広報、ホームページ、SNS などのさまざまな媒体を活用して、緑に関する情報を発信します。
- 市民が取り組む花壇づくりの紹介など、緑の保全・創出に関する啓発活動を充実させていきます。
- SNS を活用した情報発信に努めます。(桜の開花情報などのリアルタイム発信など)

● 緑のコンテストなどの開催

- 緑のカーテンコンテストや写真コンテストなど、緑に親しみを持つためのコンテストなどを推進します。



緑のカーテン

● 緑の機能・役割の啓発

- 健康増進、雨水浸透、環境保全、防災・減災などに緑が果たしている役割や機能の啓発に努めます。

②緑を楽しむ暮らしのプロモーション

重点

- 緑を利活用した、健康づくり、レクリエーション、農あるまちづくりなど、緑のある暮らしや楽しみ方のシティプロモーションを積極的に展開していきます。
- 市民から緑を楽しむ暮らしの提案やアイデアを募集し、PRします。



我孫子の緑の中の暮らしのイメージ

(2) 緑を利活用したプログラムづくり

緑の持つ機能を積極的に利活用し、健康づくり、子育て支援、環境学習など、緑の空間の中で楽しむことができる多彩なプログラムづくりを進めます。

① 緑とふれあい、体験する機会や場の創出

重点

オープンスペースを活用して、緑と実際にふれあい、体験する機会をつくり出し、その拡大に努めます。

● イベントの開催

- 緑とふれあう機会を拡大していくために、公園や緑地、歴史・文化的遺産などを利用したイベントを開催します。
- 市民や事業者が企画・運営するイベントなどに対して、共催、協力、後援などの支援を行います。



公園を活用したイベント

● 楽しく、気軽に参加できるプログラムづくり

- 「手賀沼遊歩道あびこ de ランニング&ウォーキングマップ」や「我孫子のいろいろ八景歩きコースマップ」などを作成し、我孫子の魅力発信に努めます。
- 手賀沼周遊レンタサイクルの利便性の向上を図ります。
- だれもが気軽に緑の活動に参加できるプログラムづくりを検討します。



手賀沼遊歩道を活用したうなぎちカップ



ウォーキングイベント

●緑を活用した体験の場づくり

- ・里山づくり活動団体との連携により、樹林地を子どもの遊び場に活用することなどを検討します。
- ・学校や企業などと連携し、緑のまちづくり(緑の保全・活用)について、社会実験や実証実験の実施などを検討します。

■樹林地を活用した遊び場づくりのイメージ



②緑を学ぶプログラムづくり

緑をより深く学ぶプログラムづくりに努めます。

●講演会などの開催

- ・緑に関する講演会やシンポジウムなどの開催を検討します。

●学校教育などとの連携

- ・学校と市が連携し、子どもたちが緑や環境について学ぶプログラムづくりを推進します。
- ・里山づくり活動への子どもたちの参加を支援します。

●環境学習の機会の創出

- ・公園などの緑を環境学習の場として活用します。
- ・自然観察会の企画など、各種団体による環境学習の機会の創出を支援します。



自然観察会

(3) 緑づくりの担い手の育成と支援

みどりのアンケートの結果から、緑化活動を継続するためには仲間の存在が大きいことや、地域の人からの感謝の言葉が励みになっていることがわかります。

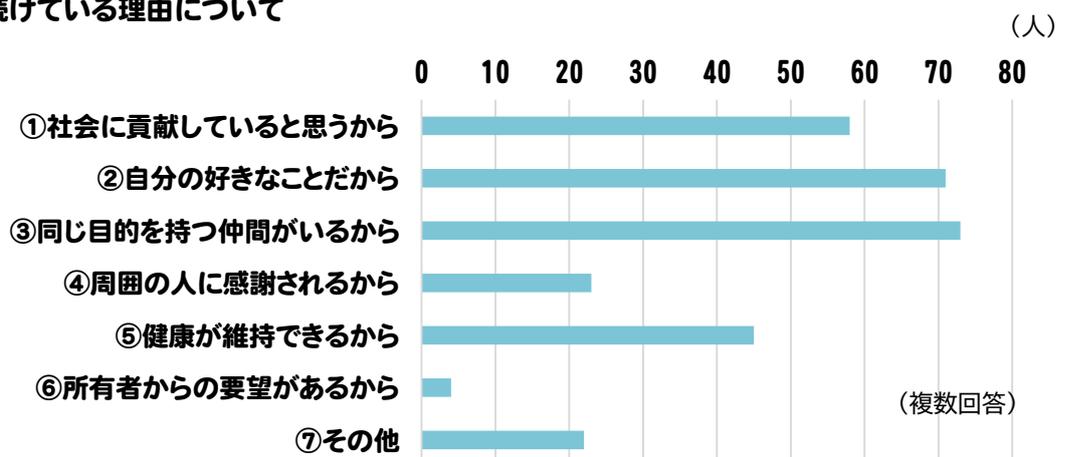
緑化活動の形態は、個人やグループとさまざまですが、市内のいたる所で多種多様な活動が展開されていくことを目指し、それぞれの活動を持続するための支援をしていきます。

■みどりのボランティアなどの緑の市民活動の位置図



(出典:公園緑地課資料(R4.7))

■団体が活動を続けている理由について



(出典:みどりのアンケート(R4.9))

① 緑を楽しむ仲間づくり

緑の活動をする人たちが、お互いに親交を深めていく取り組みを進めます。

● 広報活動

- ・ 緑の取り組みを市の広報で紹介するなど情報発信に努め、新たな参加者を募ります。
- ・ 緑の活動への参加希望者にボランティア団体を紹介します。

● 緑の講習会の見直し

- ・ 里山の管理や樹木の剪定など、より実践的な知識や技能を習得できるように、講習会の見直しを検討します。

● グループづくりの支援

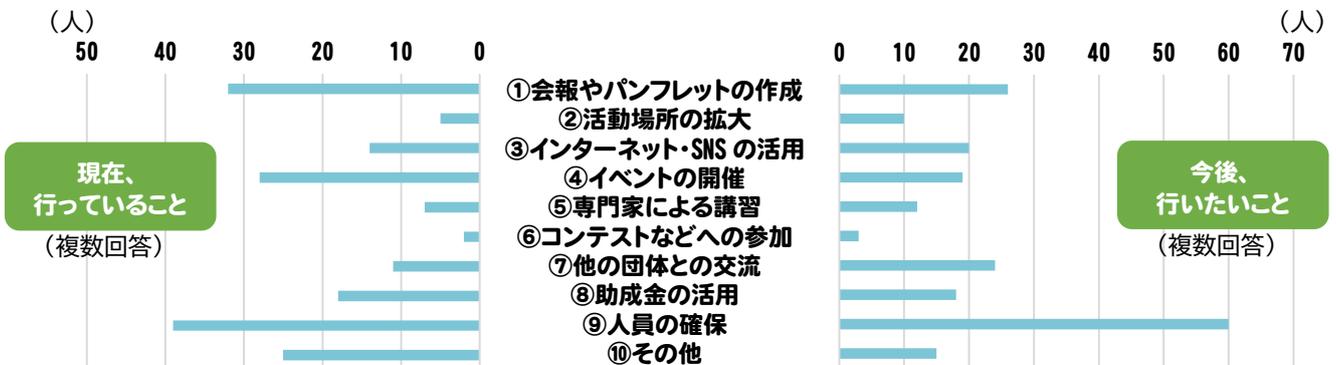
- ・ 新たに活動を始めようとする市民のグループなどの取り組みを支援します。

② 緑の市民活動団体と活動支援の充実

重点

みどりのアンケートの結果から、各団体とも人員の確保が大きな課題となっていることから、新たなボランティアの人員確保と活動の充実を図るための支援を行っていきます。

■ 活動を充実させるための取り組みについて



(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

● みどりのボランティア活動の支援

- ・ 活動場所の確保や専門家による講習会の開催などの支援を検討します。

● マッチング(仲介)の推進

- ・ 活動を希望する市民や活動団体と土地所有者のマッチング(仲介)の仕組みづくりを検討します。

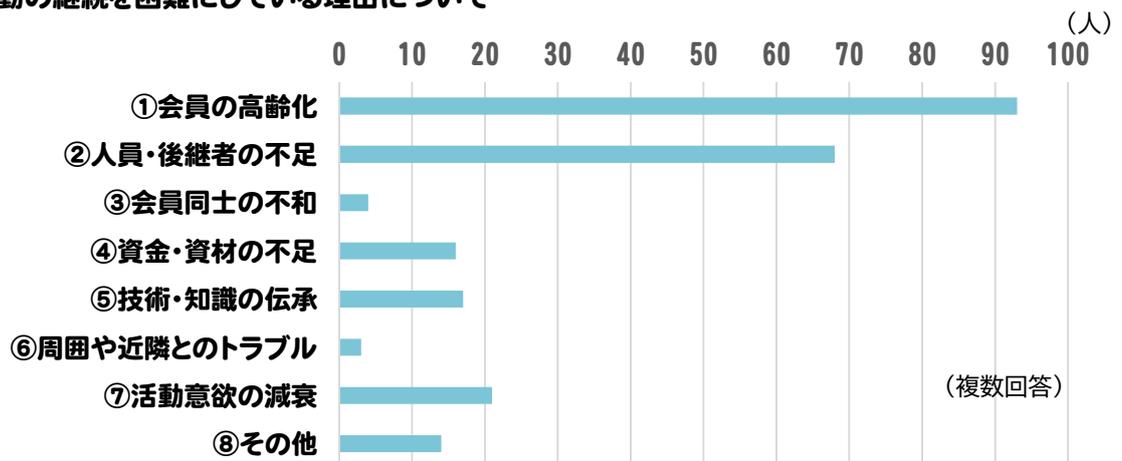
③地域とのつながりや団体間の連携の仕組みづくり

重点

緑の活動を行う多くの団体では、会員の高齢化による人員不足が進んでいます。一方、若い世代が中心となって活動している団体も存在するため、それら団体間で情報交換などの連携を図り、多くの団体で今後も活動を続けられるような方策を検討します。

また、みどりのアンケートでは、「地域の環境が良くなっていると実感している」「感謝の言葉が励みになっている」とあることから、地域とのつながりも重視し、地域と連携する仕組みを検討します。

■団体の活動の継続を困難にしている理由について

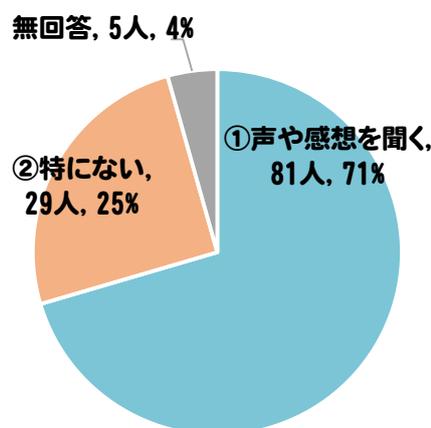
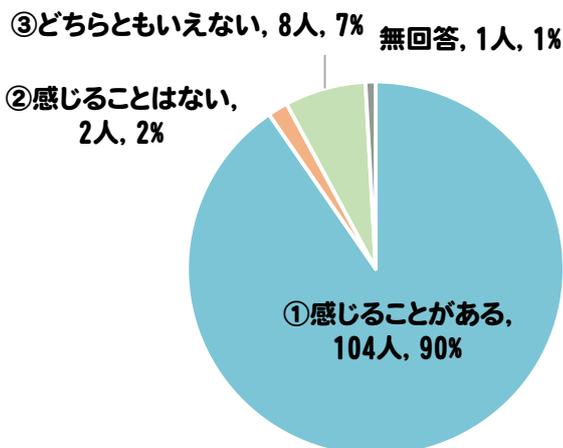


(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

■活動に対する地域への影響について

活動によって地域が良くなったと感じるか

活動に対する地域からの声や感想があるか、またその内容



・感謝のことば
 ・労いのことば
 ・「きれい」
 ・「楽しみ」
 ・「いやされる」
 ・「気持ちが良い」
 ・「明るくなった」
 ・「心がなごむ」
 ・「ほっとする」
 など

(出典:みどりのアンケート(R4. 9))

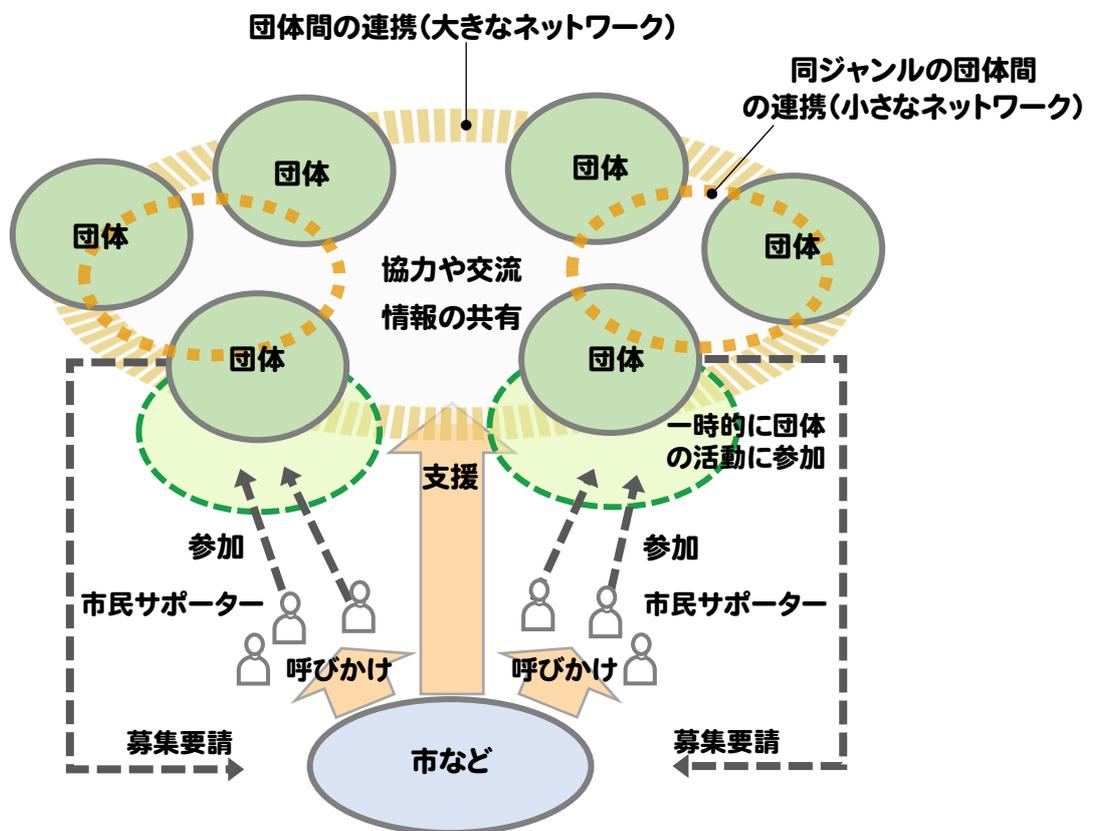
●緑の交流活動の推進

- 緑の活動をする団体間の交流を促進し、活動の場の情報やノウハウの共有を図ります。
- 花壇づくりや里山づくり団体などジャンルの異なる団体間の交流も進めていきます。
- 定期的に意見交換会を実施し、市と市民(緑化団体など)とで情報や意識の共有を図るものとします。
- 緑の活動団体や事業者などが共有できる情報ネットワークの構築を検討します。

●新たな団体間の連携の仕組みづくり

- 個人が特定の団体に属さなくても、気軽に活動に参加できる仕組みを検討します。

■活動のネットワークのイメージ



●活動団体の組織力の強化

- 組織力の強化を図るために、法人化を図る団体を支援します。

(4) 緑づくりを支える取り組みの拡充

市民や団体、事業者などの緑化の取り組みを支えるため、学校や研究機関と連携し、技術面などでサポートする仕組みを検討します。

① 緑づくりの支援

市民の緑の創出や管理に関する支援の充実に努めます。

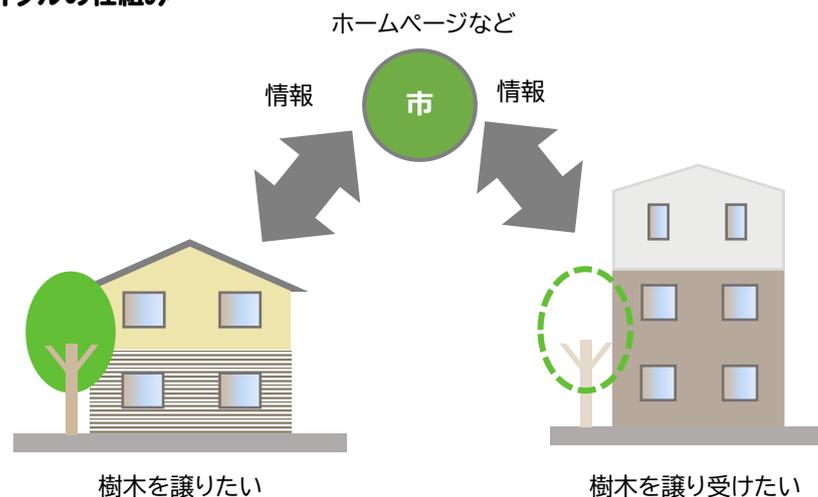
● 緑に関するアドバイス機能の拡充

- ・ 樹木医による診断や専門家によるアドバイスなど、樹木の維持管理や緑化について相談できる仕組みづくりを検討します。

● 緑のリサイクルの推進

- ・ 譲りたい庭木・譲り受けたい庭木などの情報の普及に努めます。

■ 緑のリサイクルの仕組み



- ・ 剪定枝や落ち葉を堆肥として利用することを検討します。

② 緑に関する調査・研究

- ・ 緑に関する調査を実施し、緑の分布や量などの基礎的データの作成や更新を検討します。
- ・ 市民と協働して、生きものの調査や自然環境調査などの実施を検討していきます。

③表彰制度の活用・創設

- 優れた緑化活動を行った個人や団体の表彰を検討します。
- 優れた花壇や緑の整備事例についての PR や表彰を検討します。
- 優れた緑化活動を表彰する国の制度に参加します。



みどりの愛護のつどい 表彰式

④学校・企業との連携の強化

- 中央学院大学、川村学園女子大学、我孫子高等技術専門校などの学校や民間企業との連携を図り、緑を活用したさまざまなプログラムづくりやイベントの企画などを検討します。
- 学校・企業との連携を強めることで、さまざまな世代がまちづくりに取り組み、にぎわいを創出するとともに、我孫子市への興味や愛着を深めてもらう取り組みを進めます。

2.地域別の施策の推進

西部地域（主に我孫子地区・天王台地区）

■基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する

- 手賀沼沿い斜面林などの樹林地の保全を図るための制度の活用を推進します。
- 手賀沼公園一帯と手賀沼親水広場一帯における緑の交流拠点づくりを進めます。
- 歴史・文化的遺産と一体となった緑の保全を図ります。
- 公園坂通りについて、「歩きたくなるみち」づくりと沿道の緑の保全・創出に努めます。
- 手賀沼遊歩道について、快適性を高め、より手賀沼に親しめるよう再整備を進めます
- 手賀沼遊歩道・公園坂通り・ハケの道などを活かした緑の道のネットワークをつくります。
- 岡発戸市民の森の活用を図るとともに、市民による維持管理活動を進めます。
- 手賀沼や利根川沿いなどの広がりのある農地の保全を図ります。
- 市街化調整区域内農地の保全を図ります。
- 市街化区域内の農地について、特定生産緑地制度の活用による保全に努めるとともに、市民が農にふれあえる場としての活用を図ります。
- 根戸・船戸などの樹林地を活かした市民が主体となった里山づくり活動を支援します。
- 岡発戸・都部における谷津ミュージアム事業を推進します。

■基本方針2 核となる緑を整備・活用する

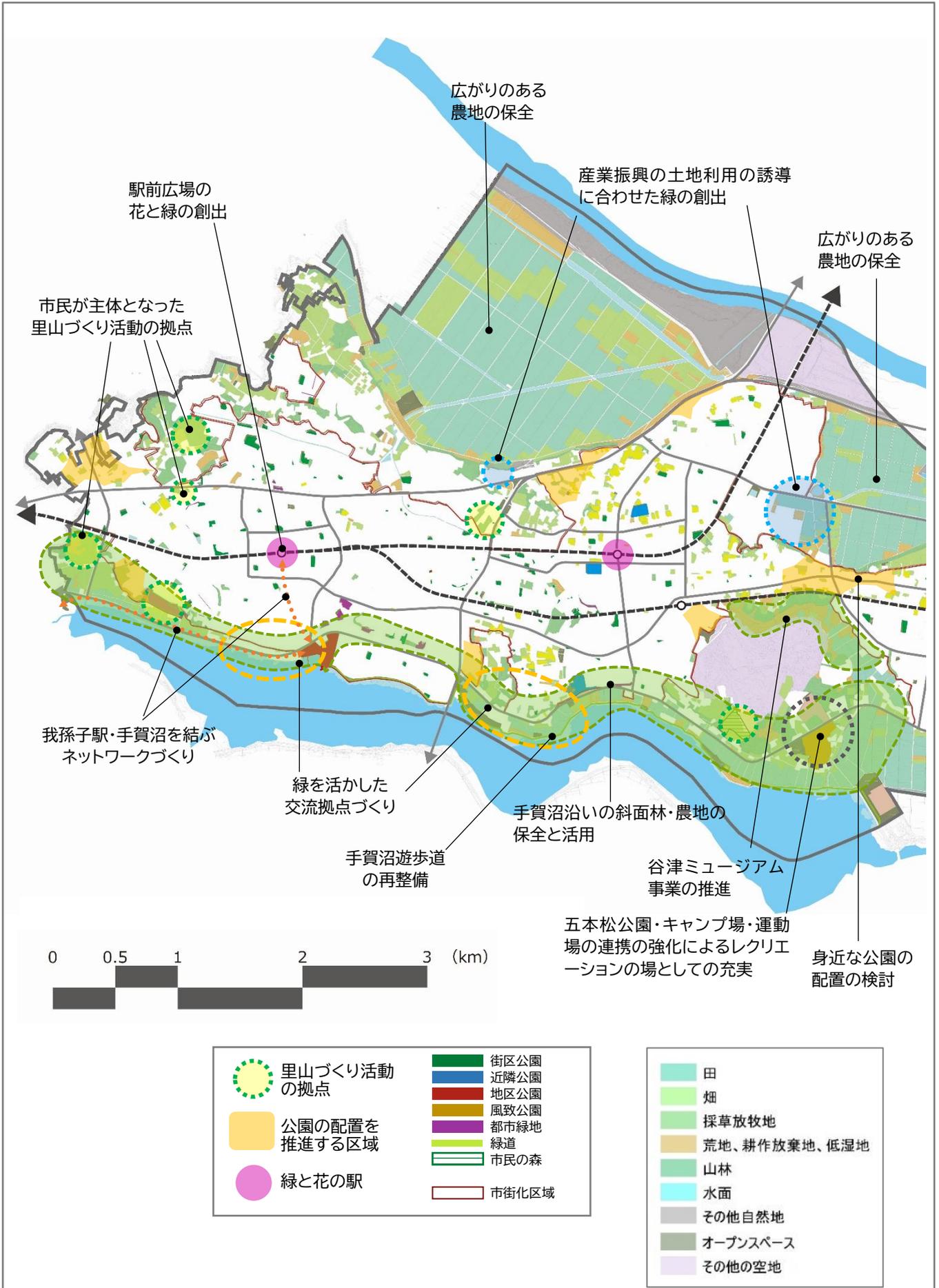
- 公園不足地域における身近な公園の適正な配置を推進します。
- 五本松公園の自然環境の維持に努めるとともに、隣接するキャンプ場や五本松運動場との連携により、レクリエーション需要に対応した憩いの場を整備・提供します。
- 市民手づくり公園や市民による公園の管理運営を進めます。

■基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

- 土地利用転換にあわせた施設の緑の創出に努めます。
- 電力中央研究所や住宅団地の緑の維持管理の推進に努めます。
- つくし野・我孫子などの住宅地の緑の創出と維持管理の推進に努めます。
- 我孫子駅・天王台駅前広場をはじめとして、公共空間における花いっぱいのみちづくりを進めます。
- 手賀沼・手賀川を周回する自転車道などの整備を検討します。

■基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

- 地域の緑を利活用したプログラムづくりに努めます。



東部地域（主に湖北地区・新木地区・布佐地区）

■基本方針1 我孫子らしい緑を保全・活用する

- 利根川沿いなどに連なる斜面林や屋敷林などの保全や啓発に努めます。
- 中里市民の森や布佐市民の森の活用を図るとともに、市民による保全活動を進めます。
- 古利根沼周辺の水面・水辺・斜面林の一体的な保全と活用を図り、人と共存する空間の創出に努めます。
- 葺不合神社などの歴史を伝える緑の保全を図ります。
- 利根川沿いや手賀沼干拓地の広がりのある農地の保全を図ります。
- 市街化調整区域内農地の保全を図ります。
- 市街化区域内の農地について、特定生産緑地制度の活用による保全を進めるとともに、市民が農にふれあえる場としての活用を図ります。
- 樹林地を活かした市民が主体となった里山づくり活動を支援します。

■基本方針2 核となる緑を整備・活用する

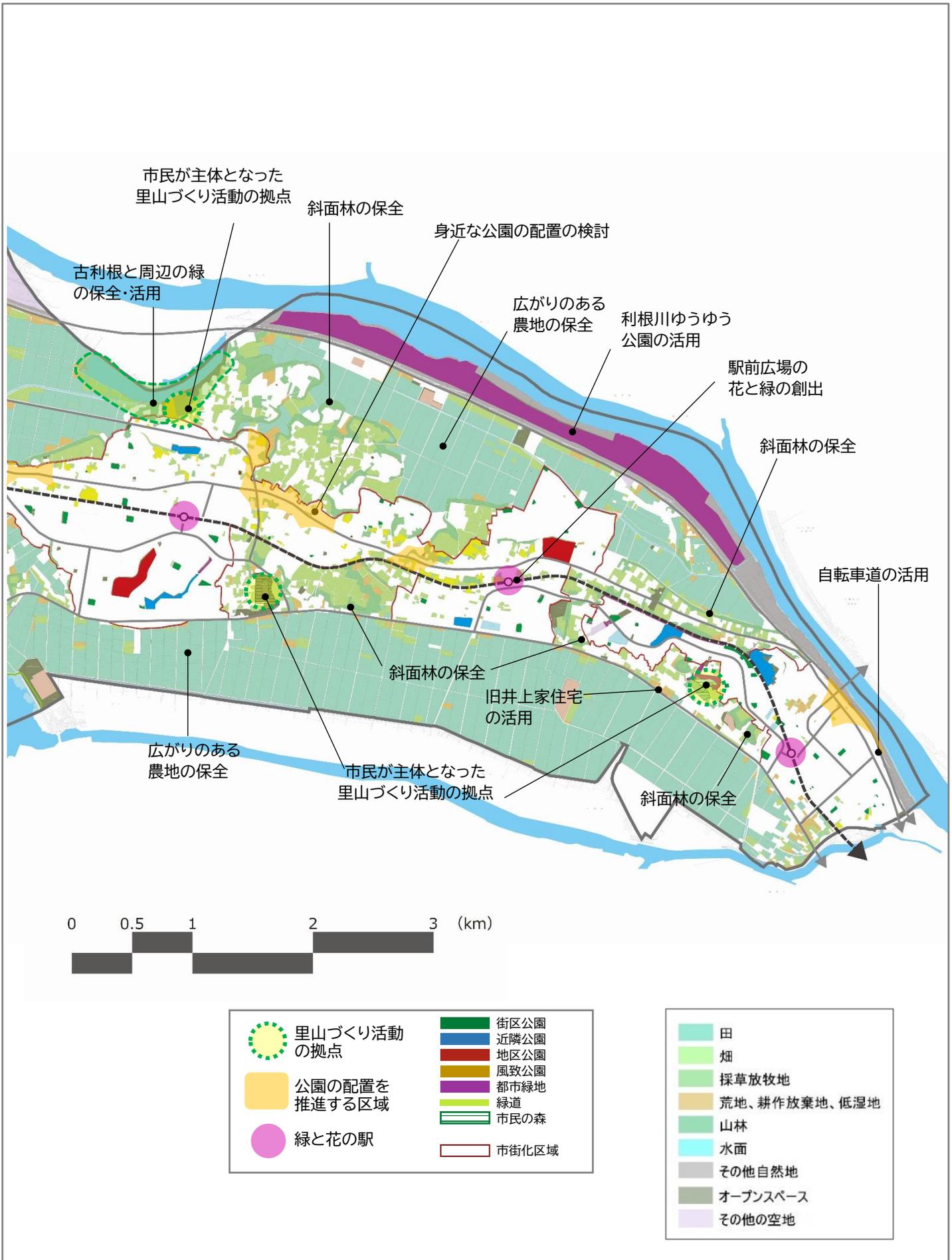
- 公園不足地域における身近な公園の適正な配置を推進します。
- 利根川ゆうゆう公園について、市民のスポーツやレクリエーション、イベントの場として活用します。
- 市民手づくり公園や市民による公園の管理運営を進めます。
- 旧井上家住宅の活用とオープンスペースの活用を図ります。

■基本方針3 多様な緑が輝くまちなみを創出する

- 湖北駅・新木駅・布佐駅前広場をはじめとして、公共空間における花いっぱいのみちづくりを進めます。
- 布佐平和台などの住宅地の緑の創出と維持管理の推進に努めます。
- 宅地内の緑の創出の推進に努めます。
- 手賀沼と利根川を結ぶ自転車道の活用を検討します。

■基本方針4 緑を楽しむ意識づくりと活動支援を進める

- 地域の緑を利活用したプログラムづくりに努めます。



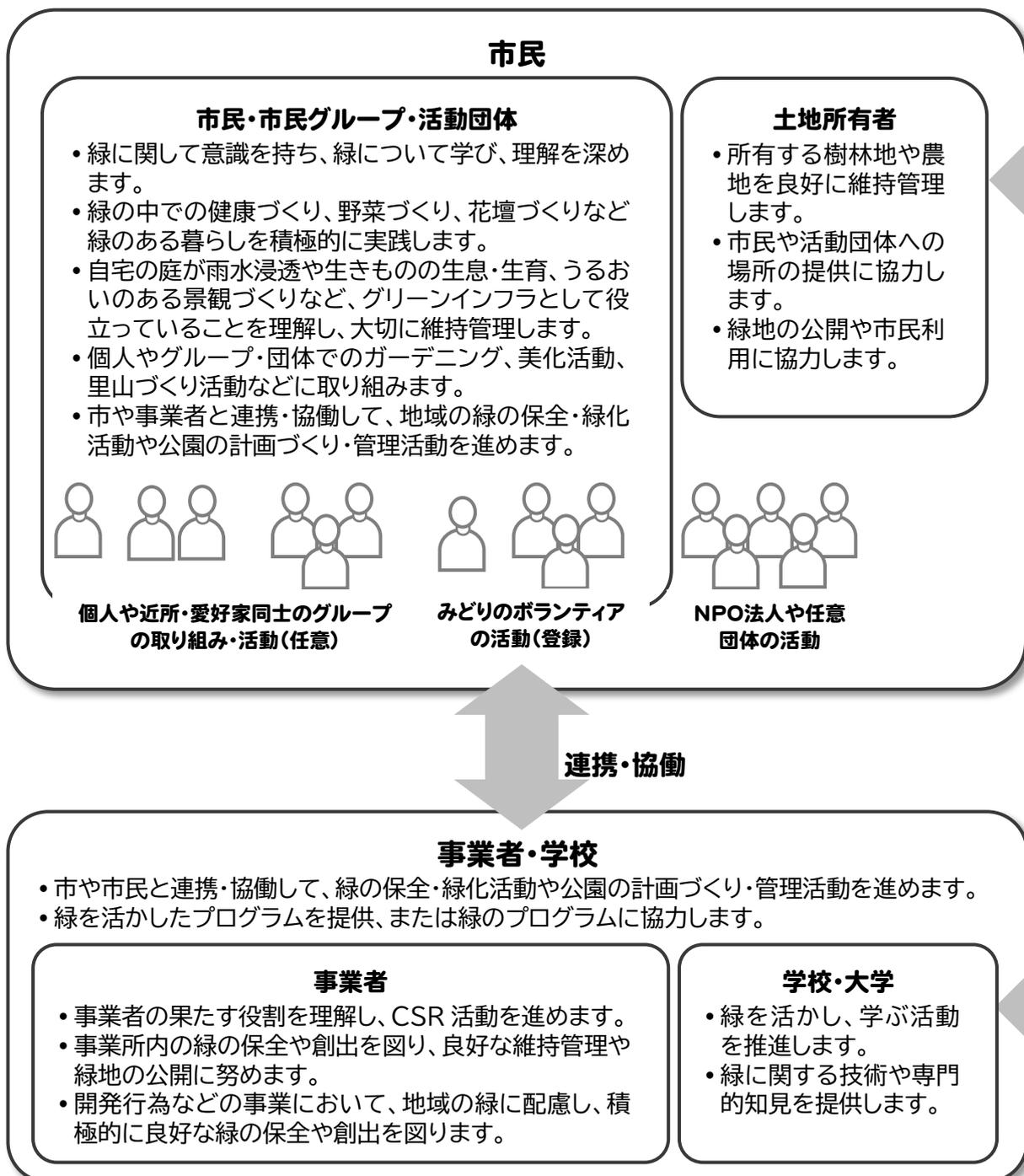
第 5 章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

緑の将来像を実現するためには、市民や事業者、市がそれぞれの立場で、その役割を果たし、各主体が連携・協働していくことが必要です。

緑のまちづくりにかかわる各主体の役割を示します。



みどりのネットワーク

- みどりのボランティアと市との意見交換会などを実施します。
- 市民の緑づくりをさらに進めていくために、市民との協働の取り組みや市の緑づくりの施策に関する提案や提言を行うことができる仕組みづくりを検討します。
- 重点的取り組みのうち、特に市民との協働で推進するものについては、意見交換などを行いながら検討するものとします。
- 団体間のネットワークづくりについて検討します。

みどりのボランティア
(団体など)

みどりのボランティア
(団体など)

我孫子市

連携・協働

我孫子市

- 緑のまちづくりを総合的に推進する役割を理解し、緑を保全・創出・整備・活用する施策を推進します。
- 市民や市民活動団体、事業者、土地所有者などのマッチングなど、相互の関係をコーディネートします。
- 公園や公共施設における緑の保全や整備・管理・運営を積極的に推進します。
- 緑を活かしたプログラムを提供、または支援します。
- 市民や事業者の取り組みを支援します。
- 財源の確保や活用を図ります。

庁内体制の強化

都市計画をはじめ、環境や農政、観光など、関連する部局との連携の強化を図りながら、それぞれの事業や施策を実施します。

連携

国

千葉県

周辺
自治体

- 手賀沼をはじめ、利根川や古利根沼など広域的な部分については、国・千葉県・周辺自治体との連携によって緑の創出と保全に努めます。

連携・協働

2.計画の実効性を確保するための方策

(1)財源の確保・活用

公園や緑地、斜面林、樹林地など、緑を保全・整備するためには莫大な費用が必要となります。限られた予算を有効に活用するよう、効率的・効果的な事業の推進を図るとともに、国や県の補助制度の活用を図ります。

このほか、次の手法の利用も検討していきます。

クラウドファンディング

- 令和3(2021)年度に、緑雁明緑地内の志賀直哉邸跡に建つ書斎をクラウドファンディングによる寄付金を活用し修繕を行いました。
- 今後も、必要に応じてクラウドファンディングによる寄付金の活用を検討します。

市民公募債

- 平成16(2004)年度に、古利根沼を市民公募債などの活用により、沼の水面約16haを買収しました。
- 今後も、必要に応じて市民公募債の活用を検討します。

森林環境譲与税の活用

- 森林の整備、木製遊具の整備などへの活用を検討します。

民間資金の活用

- PFIやPark-PFIやネーミングライツなど、民間資金を導入する仕組みの活用を検討します。

緑の基金の活用

- 公園用地の確保や緑地等(樹林地、水辺、池沼など)を保全する事業を計画的に実施するため、「我孫子市緑の基金」への寄付金を積極的に募るなど積立金の確保に努めます。
-

(2)デジタル技術の利活用

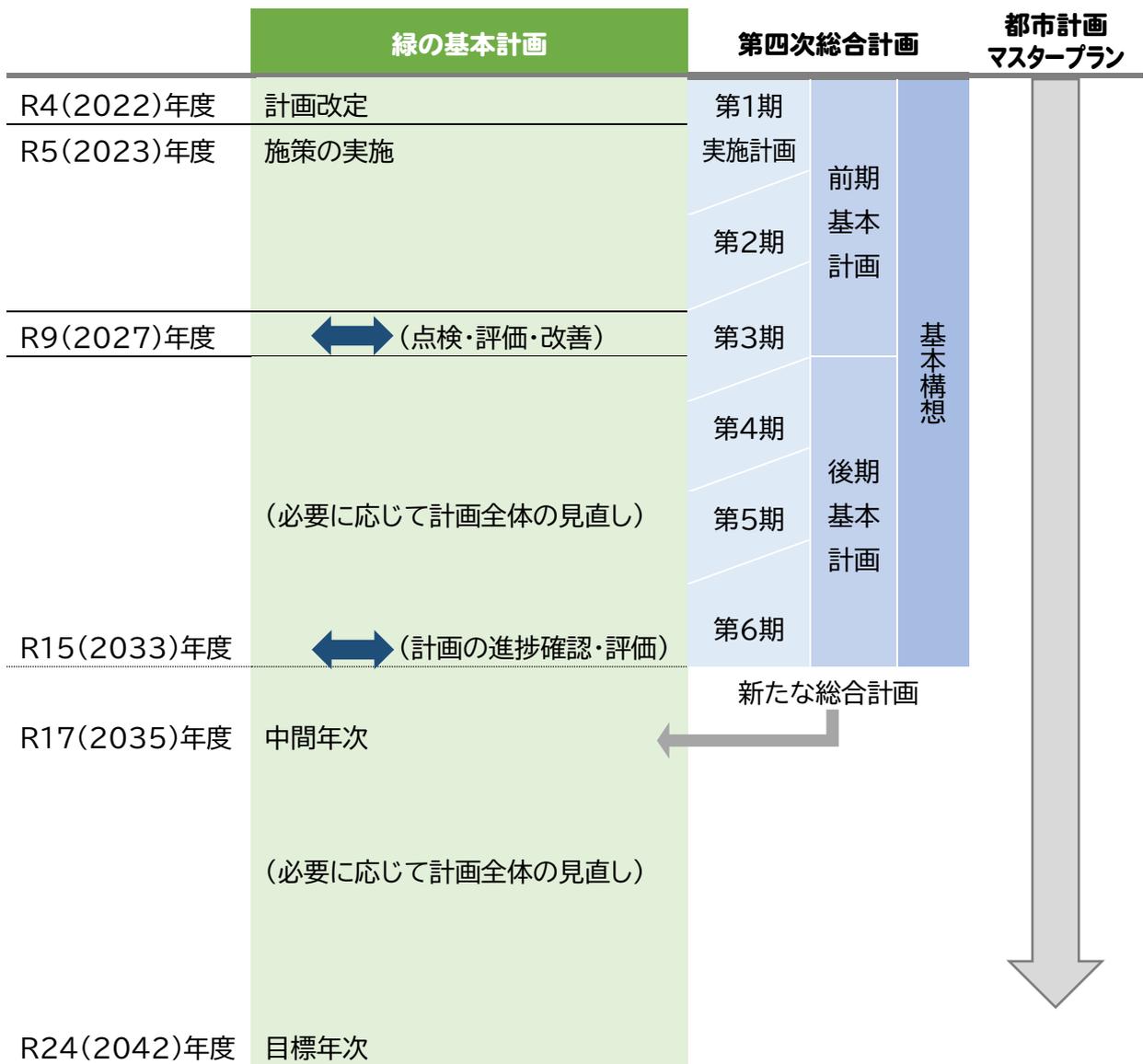
今後のまちづくりにおいて、大学や民間事業者との連携を図りながら、デジタル技術を積極的に活用し、我孫子の緑を保全・整備・管理を効率的に行うとともに、我孫子ならではの魅力の創出を図っていきます。

3.計画の進行管理と見直し

本計画は、令和24(2042)年度までを計画期間としています。

また、第四次総合計画の前期基本計画・後期基本計画の終了にあわせて、施策を評価する組織を設け、施策の点検・評価を行い必要に応じて計画の見直しを行います。

これにかかわらず、施策の推移や社会情勢の変化など、新たな課題や上位計画(第四次総合計画・都市計画マスタープラン)の見直しがあった場合、計画の進捗状況を踏まえながら計画全体の見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。



資料編

1. 策定の体制・経過

(1) 改訂検討委員会

委員名簿

団体名	氏名	備考
中央学院大学	林 健一	学識経験を有する者
山階鳥類研究所	浅井 芝樹	学識経験を有する者
樹木医	千濱 忠	学識経験を有する者
市民委員	渡邊 玲衣	公募の市民
市民の森&古利根みどりのボランティア	土子 一郎	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子野鳥を守る会	蒲田 知子	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子の景観を育てる会	中塚 和枝	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
我孫子の文化を守る会	戸田 七支	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
花かご会(地区緑化団体)	山田 陽子	緑地等の保全活動に係る団体に属する者
オルレアの会(地区緑化団体)	伊藤 忍	緑地等の保全活動に係る団体に属する者

開催経過

日時・場所	内容
第1回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和4年8月5日(金)午後2時～ 分館1階中会議室	• 委員長・副委員長の選出 • 緑の基本計画の改訂に向けて • 意見交換
第2回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和4年11月2日(水)午前10時～ 分館1階中会議室	• 緑の基本計画(素案)について • 意見交換
第3回 我孫子市緑の基本計画改訂検討委員会 令和5年2月3日(金)午前10時～ 分館1階大会議室	• 緑の基本計画(案)について



委員会の様子

(2) 庁内検討委員会

構成課

企画政策課	市民安全課	子ども支援課	手賀沼課	商業観光課
農政課	道路課	都市計画課	公園緑地課	文化・スポーツ課

開催経過

日時・場所	内容
第1回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和4年8月3日(水)午前10時～ 分館1階中会議室	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画の改訂に向けて 意見交換
第2回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和4年10月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画(素案)について 意見照会
第3回 我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会 令和5年2月17日(金)午後2時～ 分館1階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画(案)について

(3) 緑の基本計画ワークショップ

みどりのボランティアや里山づくり活動団体などの市民10名が参加し、緑の基本計画に関する意見交換会を実施しました。

日時・場所	令和4年8月7日(日)午後1時～ アビスタ(生涯学習センター)第2学習室
内容	<ul style="list-style-type: none"> 講演:「緑の活動・ウェルビーイング・まちづくり」 (講師:横浜国立大学都市科学部 佐藤 峰 准教授) 緑の基本計画の改訂に向けて 意見交換(身近な緑、緑の利用と活用について)



ワークショップの様子

2.用語解説

ーあー

IoT	さまざまなものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」ともいう。
アダプト・プログラム	アダプト(ADOPT)は、「養子縁組する」という意味。市民や地元企業が公共スペースを管理し、これを、我が子のように愛情を持って面倒をみる＝美化(清掃)することから命名されたボランティアプログラム。
ICT	通信技術を活用したコミュニケーションのこと。「Information and Communication Technology」の略。
我孫子市緑の基金	市内に残された貴重な緑地を確保するために、昭和 60 年(1985 年)4 月 1 日に設立した基金。市費と市民、企業などからの寄付を積み立て、公園用地の取得や緑地保全のために運用している。
ウェル・ビーイング (well-being)	身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
SDGs	2015 年 9 月に国連において採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030 年を達成期限とする 17 のゴール、169 のターゲットから成っている。
オープンガーデン	イギリスではじまったもので、個人の庭を一般に公開すること。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。

ーかー

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 0.25ha を標準として配置する。
かたらいベンチ	公園・緑地に市民の寄付によって設置するベンチ。ベンチには、寄付者の名前やメッセージが表示できる。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 2ha を標準として配置する。
クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)	「人生の質」または「生活の質」。広義には、恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生をいう。
クラウドファンディング	インターネットのサイトで実施したい内容を発表し、賛同した人から広く資金を集める仕組み。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(防災・減災、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取り組み。
景観重要樹木	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観法に基づき指定されるもの。我孫子市は景観法上の景観行政団体として、「我孫子市景観条例」に基づき、景観形成重要物として指定している。 本市では、景観重要樹木として、「三樹荘」の敷地内にある6本の樹木(スダジイ 3 本、ケヤキ 3 本)を指定している。

景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において、飲食店、売店などの公園施設(公募対象公園施設)の設置、または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
交流人口	その地域を訪れる人のこと。定住人口に対する概念。

-さ-

サウンディング型市場 調査	市有地の活用を検討する初期の段階において、民間事業者から公募による提案を求め、その提案内容や独自のノウハウなどを対話形式により情報収集を行う手法。
30by30(サーティ・バイ・サーティ)	2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。 「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されており、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束している。
CSR(Corporate Social Responsibility)	企業の社会的責任。利益の追求だけでなく、企業活動が社会的な側面からも責任を果たすべきとする理念。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
SEGES	社会・環境貢献緑地評価システム(シージェス)といい、「Social and Environmental Green Evaluation System」の略。企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、認定する制度。(公財)都市緑化機構が運営する。
指定管理者制度	公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
市民公募債	自治体が資金調達のために住民や地域の法人を対象に発行する地方債のこと。正式名称は「住民参加型市場公募債」という。
市民手づくり公園	地域の身近にある街区公園を地域ニーズにあった特色のある公園としていくため、市民が自主的に行う公園づくり。 本市では、令和4(2022)年4月1日現在、並木1号公園、並木2号公園、湖北台2号公園、新木道崎緑地、湖北台7丁目公園、平和台3号公園、根戸薬師久保公園、湖北台8号公園、天王台南公園、東我孫子4号公園、若松2号公園の11公園で9団体が活動している。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民のニーズに応え、その機会を提供するために、野菜などの栽培が行なえるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。
市民の森	市民が自然とふれあい親しみながら散策や自然観察ができる場として、市内の良好な樹林地について、市が所有者の協力を得て散策路などを整備し、一定期間市民の利用に供するために設置・管理する緑地。

市民緑地制度	都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、市民緑地制度契約制度と市民緑地認定制度がある。
(市民緑地契約制度)	地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。面積は 300 m ² 以上、契約期間は 5 年以上である必要がある。
(市民緑地認定制度)	土地所有者の協力のもと、民間主体が設置管理者として、設置管理計画を作成・申請し、市長の認定を受け、空き地などを認定市民緑地として整備・公開する制度。面積は 300 m ² 以上、緑化率 20%以上、設置管理期間は 5 年以上である必要がある。
植栽基盤	植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収することのできる条件を備えており、ある程度以上の広がりがあり、植物を植栽するという目的に供せられる土層(構造物やプランターによるものを含む)。
生産緑地地区	農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「生産緑地法」に基づき、500 m ² 以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める地域地区。
生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
施業実施協定	「森林法」に基づき、森林ボランティア団体(NPO 法人等)と森林所有者等が締結する森林施業の実施に関する協定について、市町村長が認可する制度。
設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、公園管理者以外の者でも公園管理者の許可を受ければ、公園施設の設置・管理を可能とする制度。
Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指す。

ーたー

地区計画	それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、「都市計画法」に基づき、一体的な街区について市が都市計画として定める計画制度。主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、開発行為等を規制・誘導する。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、敷地面積 4ha を標準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て 10 年延長するもの。特定生産緑地の指定は 10 年ごとの更新制である。
特別緑地保全地区	風致や景観などが優れている良好な自然環境を有する樹林地、水辺地等を保全するために、「都市緑地法」に基づき、都市計画に定める地域地区。指定地区内での開発行為等、現状変更の行為については制限を受ける。
都市公園	「都市公園法」に基づき、県や市が都市計画施設として設置する公園や緑地、または都市計画区域内に県や市が設置する公園や緑地のこと。
都市農地の賃借制度	「都市農地の賃借の円滑化に関する法律」に基づき、生産緑地の賃借を円滑にすることで継続して管理できるようにするなど、生産緑地の賃借が行いやすくなった新たな仕組み。

都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

ーなー

2030アジェンダ	2015年の国連総会で採択された国際社会共通の目標・行動計画で、向こう15年間(2030年まで)の新たな持続可能な開発の指針として策定したもの。
ネーミングライツ	公共施設などの資金を調達するため、施設名に企業名・ブランド名などを付与する権利。「施設命名権」とも呼ばれる。
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定した地域。 農用地区域は、「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために、特に指定した区域。

ーはー

パークマネジメント	公園の新しい魅力や可能性を発掘するため、経営的視点・利用者の視点に立って、より質の高い公園サービスを提供するよう管理運営すること。
ビオトープ	ドイツ語で生きもの(Bio)がありのままに生息活動する場所(Top)を意味する合成語。野生生物が生息できる条件を備えた良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間をいう。
ヒートアイランド	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
保全緑地	市内の貴重な自然環境を保全するために市が保有する樹林地、池沼及び草地で、「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」に基づき管理する緑地。
保存樹木	美観や風致を維持するために必要な、大木や古木、銘木などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する樹木。
保存緑地	美観や風致を維持するために必要な500㎡以上の樹林地などを保存するために、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定する緑地。

ーらー

緑化協定	「千葉県自然環境保全条例」に基づき、敷地面積1ha以上の工場用地、または10ha以上の住宅用地について、県と市と土地所有者(管理者)の間で締結する協定。
緑地協定	土地所有者等、全員の合意によって緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する制度。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。

■樹林地等の保全制度の概要

制度(根拠法令)		概要
特別緑地保全地区 (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> ●都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。 ●相続税は、山林及び原野については8割評価減となる。 ●固定資産税が最大 1/2 まで減免される。
手賀沼沿い 斜面林 (我孫子市手 賀沼沿い斜面 林保全条例)	保全特別樹林	<ul style="list-style-type: none"> ●300 m²以上の一団の樹林で重点的に保全する斜面林を指定する制度。 ●所有者は市と 10 年間の保全契約を締結する。また、相続の発生等により指定の継続が困難となった場合は、その斜面林の買い取りを申し出ることができる。 ●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
	保全樹林	<ul style="list-style-type: none"> ●300 m²以上の一団の樹林で、保全が必要な斜面林を指定する制度。 ●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
	保全屋敷林	<ul style="list-style-type: none"> ●200 m²以上の一団の樹林で、山裾住宅の背景を創る斜面林を指定する制度。 ●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
	手賀沼沿い 保全樹木	<ul style="list-style-type: none"> ●手賀沼沿いの自然環境にとって重要な宅地内樹木を指定する制度。 ●管理方法の助言や管理費用の助成を行う。
保存緑地 保存樹木 (我孫子市緑地等の保全及び緑 化の推進に関する条例)		<ul style="list-style-type: none"> ●特に美観風致を維持するために必要があると認めるとき、保存を要する緑地等として指定する制度。 ●緑地については、樹木の集団の存する面積が 500 m²以上であることなど。 ●樹木については、1.3mの高さにおける幹の周囲が 1.2m以上であること、高さが 12m以上であることなど。 ●管理費用の助成を行う。
市民の森 (我孫子市民の森設置事業実 施要綱)		<ul style="list-style-type: none"> ●本市の自然環境の保全を図るとともに、市民が自然とふれあい親しみながら自然観察や自然体験活動を行うことができる憩いの場を提供するため、保存緑地その他の自然環境地を市民の森として設置する制度。 ●奨励金を交付する。
市民緑地(契約) (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> ●土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。 ●都市計画区域内の 300 m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となり、契約期間は 5 年以上。 ●契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減。 ●土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合は、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。
市民緑地認定制度 (都市緑地法)		<ul style="list-style-type: none"> ●民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度 ●緑化重点地区内などで、面積 300 m²以上、緑化率 20%以上、設置管理期間は5年以上。
景観重要樹木 (景観法)		<ul style="list-style-type: none"> ●景観法、景観計画に基づき、景観上重要な樹木として指定された樹木を保全する制度。 ●景観重要樹木に指定されると、所有者に適切な管理義務が生じる。

我孫子市緑の基本計画
2023—2042

令和5(2023)年3月

編集・発行●我孫子市都市部公園緑地課
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858
TEL 04-7185-1111(代表)

有償刊行物番号
(R5)－1

